

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第5回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 4 月 15 日 (月)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午後 12 時 52 分
場 所	6 階 全員協議会室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 棕田昇一、寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、下村佳弘、 有松数紀、橋尾泰博		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 次長兼行財政改革課長 : 河村 敏 行財政改革課長補佐 : 河口 正博 職 員 課 長 : 岩井 郁 職員課厚生係長 : 山根ちはる 中心市街地整備課長 : 楠本 博 中心市街地整備課長補佐 : 岡 和弘 危機管理課長 : 富山 茂		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時00分 開会

◆中西照典 委員長 では、時間になりましたので第5回鳥取市庁舎整備に関する調査特別委員会を開催いたします。本日はレジメにありますように、まず、これまでの庁舎の専門委員会の報告をお聞きして、その後で、その他というところで、先回皆さまにそれぞれ会派の意見をまとめていただくようになった件を進めさせていただきたいと思います。それではまず、庁舎整備専門家委員会のそれぞれの調査専門委員会に出された協議についてのご報告をお願いいたします。はい、亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。そうしましたら、この間、専門家委員会のほうにつきましては、第5回から第8回まで専門家委員会を行っておりますので、一括して説明をさせていただきたいと思います。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。失礼します。庁舎整備局の中島でございます。よろしくお願いいたします。そうしましたら、私のほうからですが、各回の委員会の概要とか、その中で出た委員の質疑などを中心に説明させていただいて、各回ごとにですね。それで、あと担当課も呼んでいますので、委員会で説明した概要をポイントを絞って報告していただこうと思っていますのでよろしくお願いします。そうしますとちょっと資料が多いものですからちょっと確認みたいなかたちになります。資料5でまずご覧いただきたいと思います。これは委員会の資料でレジメがございまして、裏面に委員の名簿があります。このときには全員7名出席ですね。はい。松本委員が欠席だったんじゃないかと思いますが、5回目ね、はい。はい、すいません。それとあと資料1で市民からの意見、それと資料2-1ということでこれは4つの案ですね、今、計画案の比較をしていますのでこれがずっとあっております。それと資料2-2で鳥取市の庁舎の利用状況、それと資料2-3で庁舎の整備案の中で用途別、

◆中西照典 委員長 もう少しゆっくりして。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。

◆中西照典 委員長 こちらがついていけないから。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 すいません、分かりました。はい、すいません。資料2-3で庁舎の整備案で用途別の床面積の考え方というものをワンペーパーつくっております。それと資料3で鳥取市の防災体制ということで、これは危機管理課のほうでつくっていただいた資料がございまして、これは後ほど報告のほうをさせていただこうと思っています。それとあと、その内容につきましましたニュースなどあると思いますので、まずは資料5の、5回目のほうの資料を確認いただけたらと思います。よろしくお願いします。

そうしましたら、私のほうからまず資料1ですが、これは市民の意見ということでございます。それで、これは3月の14日現在ということで、市民から寄せられた意見ということで、これは毎回委員会で報告させていただいてまして、個人、団体問わずにまとめておりまして、この時点で108件あるということでございます。はぐっていただきますと、いちいち読み上げませんけども、これは委員長の方の指示で住民投票の結果、費用、場所、機能、その他、主に専門家委員会についてなどがきますけども、そういった分類でまとめておるところでござい

ます。このときに、この説明の中で委員のほうからいろいろ意見はきているんですけども、同一の方から意見はあるかというような御質問がございました。分かる範囲で次回からは、実数ですね、分かる範囲で出すということにさせていただきます。

また、委員の方から意見の内容に若干おふれになられまして、専門家委員会が結論を出すとか、市長の代弁をするというふうなことも言っているんですけども、そういうふうに使われているのかなと。それで、委員長からは我々は独自の立場で客観的に議論しておりまして、案を絞り込むものではないと、あくまでも材料を示して判断は出すべき人が出すんだというふうに、こういった意見をまとめられております。今、資料1の報告でございます。それと協議事項に入っておりまして、4案の比較についてということで、この資料2-1ですずっと前回は説明させていただいています。それで、前回も宿題でこの比較表の中で実はコストの影響について直接的影響と間接的影響で色分けをさせてもらったんです。これはちょっと前回の資料でないものですから、御覧にはなっていないんですけども、どちらかというと直接的影響、間接的影響を項目の見出しごとに色を分けたかたちなんですけども、どうもなかなか分かりにくいということが議論で出ました。その議論の中で、例えば表の中でその項目ごとに積算の前提に一致するもの、積算の前提に一致するもの。あるいは上昇、下降する可能性があるものを色分けにしようということで、資料2-1の上にありますように色を例示しまして、ずっとそのページから、その次のページから具体的な色が出ていますけども、色分けをさせていただいております。こういったかたちでコストへの影響について項目ごとで分かる範囲で色分けをさせていただいています。

また、特例市の調査を実施していますよと報告したものですから、まだ調査中ということで次回に報告をさせていただくというような話もさせていただいています。それで、この2-1の説明の中で委員からいろいろ質問がございました。例えば、新築移転の単価、この中にもあるんですけども、これは5都市の平均を採用しているというふうにこちらのほうでは答えさせていただいています。それぞれについて教えてほしいという委員からの質問がございましたので、それぞれ5都市の金額をそれぞれ回答させていただいています。

また、災害対策拠点の拠点性の比較があります。これは3ページとかなんですけども、右のほうに耐震改修では、まとめの中で今後どう検討するかというふうな表現があります。検討とあるがどう検討するのかなというようなご質問があったりとか、あるいは災害対策本部というのは市民サービスの1つとして整理すべきではないかとか、そういうふうないろいろ御意見が出てまいりましたので、これ、表を全ては御説明できませんけども、今後表の整理を行うことを確認しております。

また、コストについてもいろいろ質問がございました。質疑がありました。それで、委員長からは検証案とか変更案というのは公表された資料があるんですけども、2号案について詳細な資料がないと、それで2号案と変更案がどうなっているのか数字の違いを明らかにしてほしいというような意見といたしますか、出ましたので、次回には耐震改修案の4つについてこうしないよとか、積算の違いをできるだけ明らかにしていくということにしております。また、経済効果がありますけども、経済効果についてはほぼ同じ倍率で計算していると。当然、工事費

が大きくなれば、大きくなるもんだから、例えばそれを判断材料にするのはどうかなというような御意見がありましたし、それに合併特例債もこの中であるわけですが、新築も耐震改修も合併特例債を活用するというわけなので、例えば使わなければ全額市負担だということで、特段に起債は不要ではないかというような御意見もありまして、今後どのように整理するかというふうな議論もしております。

また、寿命ライフサイクルコストという中で、耐震改修案の寿命とかライフサイクルコストについては空白になっておるわけなんですけども、そこに情報を入れるということは必要じゃないかなという話もありました。ただ、耐震改修は地震に対して強くするものであるもので、寿命はだんだん短くなるし、メンテナンスで極力のばすということも目標とすると、ぐらいしか言えないのではないかなというような御意見とか、ライフサイクルコストを各案で出して比較するのは難しいので、例えば、何かの事例ですね、条件を設定してシミュレーションするとか、そういった方法がとれないかなとか、そんないろんな御意見が出ましたので、今後整理をしていこうという話になっております。また、関連事業について委員長から、例えば新築移転に関連する事業があるんじゃないかなと。その場合にはコストを明らかにしてほしいというふうな御意見がありまして、これは関係課に確認して次回説明するということにしております。

また、まちづくりについても次回その所管の都市整備部、中心市街地整備課を呼ぶということにさせていただきました。

また、他都市の事例についてもまた呼ぶ、実際に決まったら報告をさせていただくというように報告をさせていただきます。

それで、3番目の今後の進め方の中で、市民意識調査の話を委員長がされました。委員長のほうはたたき台を作ってできるだけ早く議論をするという話をされておりまして、委員もその方向で議論しようということになっております。それと、ちょっと次第と前後しますが、防災体制について、危機管理課より来ていただきまして説明を受けましたので、今日も来ていただいていますので説明のほうをこれからしていただこうと思っています。

◆中西照典 委員長 それでは、有本さんですね。はい。

○富山 茂 危機管理課長 この4月から危機管理課長になりました富山と言います。

◆中西照典 委員長 富山か。はい、お願いします。

○富山 茂 危機管理課長 はい。今日は3月18日の専門委員会で鳥取市の防災体制ということでお配りしておりますこの資料を、鳥取市の防災ということで、資料3になります。ということで、これに基づきまして専門家委員会のほうで説明をしましたので、その概要について報告させていただきます。よろしくをお願いします。

◆中西照典 委員長 どうぞ。

○富山 茂 危機管理課長 はい。まず、災害応急、災害が発生しますと生命、身体の安全を確保を最優先に市民生活の早期再建のため、災害応急対策などを実施していくことになります。ページ2が地震を中心に時系列的に災害応急対策の概要をまとめたものでございます。まず、発災期、地震発生直後には災害対策本部を立ち上げて被害情報などの情報収集、

◆中西照典 委員長 ちょっと、マイクをちょっと下げて。

○増田和人 議事係主任 はい。

○富山 茂 危機管理課長 すいません、声が大きいですか。

◆中西照典 委員長 いやいや、声じゃなくて、マイクをちょっと抑えて、声は普通に話していた
だいて、はい、どうぞ。

○富山 茂 危機管理課長 はい。まず、地震発生直後には災害対策本部の立ち上げに着手しまして、被害状況など情報収集を開始していきます。次に災害拡大期ということですが、一番情報が交錯してくる時期になりますが、救出救助活動や医療救助活動が展開されてきますし、鳥取市としましても避難誘導や避難所の開設、また、救護所などの設置に着手していきます。

それで、災害が少し落ち着きを見始めますと今度は物資の調達、確保、輸送、場合によってがれき等の処理というふうなことに着手していくことになります。そして災害がある程度落ち着きますと、復興期としまして、被災された方の一早い生活の再建に向けまして、被害家屋調査や罹災証明の手続きなどが行われていくことになります。それで、左側のほう、この2ページの右側のほうになりますが主なる班というのを決めておりまして、こういったものが実際に起動して動いていくということになります。

続きましてページ3、4ページになりますが、これが鳥取市の災害対策本部の組織図とページ4になりますが、これが報告・指示の流れを簡単にまとめものでございます。災害応急対策業務を総合調整しながら的確に、そして有効に実施していくために鳥取市災害対策本部を設置していくんですが、災害対策本部では、先ほども言いましたように、情報収集などするとともに、災害対策の基本方針を決定しまして、各職員はこの方針に沿って対策を実施していくことになります。特に鳥取市の災害対策なんですが、独特のものとしたしまして、総合支所との連携がございます。災害発生時には、その新市、旧市分け隔てなくもう鳥取市全体として対応していきますが、特に災害対策にあたりましては、総合支所対策班を置きまして、総合支所との連携を強化しております。それで、支所長には災害時や緊急時には、自らの判断で待機体制を取ることもできますし、避難勧告や避難指示も独自に発令することもできます。また、地元の事情に精通しました、具体的には本庁等に勤務する職員になりますが、災害時緊急支援隊というのも組織にしております、緊急の場合にはこういった職員が総合支所のほうに派遣するというふうなシステムを取っております。

それで、続きましてページ5ページが具体的な対策本部の班についてまとめたものでございます。各部を横断的にこういった班構成をしまして、災害応急業務にあたっております。ただ、ちょっと4月の機構改革によりまして、左側のほうの対策部になりますが、総務部の車両班と輸送班、これ、ちょっと機構改革によりまして、このたび車両輸送班ということで今回統合しております。それでちょっと資料は古いものになっておりますが、そういったことで機構改革等によりながら体制のほうも見直しております。

続きまして、ページ6ページになりますが、これが具体的な災害配備の体制の基準でございます。具体的にはいわゆる災害が発生した直ぐに立ち上げていく地震のときと、段階的に災害が予想される中で体制を整えていく風水害のときがございます。それで、体制なども大きく分けますと上の黄色部分の警戒本部体制と具体的に災害対策本部が設置されたあとの災害本部体

制というふうに大きく分かれております。それで、土曜日でも淡路島のほうで地震がありました
が、下のほうの第3 配備になります。震度6 弱以上の地震が発生しますと全職員に召集が
かかりまして、市の機構、全力を挙げまして防災活動に従事する体制ということになっていき
ます。

続きまして、ページ7 ページになりますが、そういった災害応急対策はこのように災害対策
本部を中心としまして、いろんな拠点が互いに連携協力しながら災害対応を実施していくこ
とになります。災害対策本部に限りませんが、総合支所内におきましても、情報収集の伝達拠点
でございます。消防局、消防署といった救出、救急を行う消防拠点、病院や保健センターとい
いました保健医療救護の拠点。学校などが主に指定されておりますが避難場所。そして鳥取市
も災害時に備えまして、駅南庁舎、小学校なりに物資を備蓄しておりますが、そういった備蓄
の拠点、それと食料や生活必需品などがいろいろ送られて来たりしますが、そういった受け入
れ、集配を行っていきます輸送拠点、水道局や水道局が応急拠点施設というものを設置して
おりますが、そういった給水の拠点、それで大勢の、東日本でも大勢のボランティアの方が行
かれましたが、そういったボランティアの活動になる拠点、それと下水道施設やごみ処理施設と
いいますが、いわゆる廃棄物の処理拠点、これらが連携を取りながら防災対策を実施していく
ことになります。これで防災に関しましては、東日本大震災は大きな転換期となりました。鳥
取市では平成23 年度に地域防災計画の修正を行いました。その中でも庁舎の重要性というの
を考えまして、ページ8 ページになりますが地域防災計画のほうを修正しております。この
黄色い部分で塗って、アンダーラインが引いてあると思いますが、今回修正をかけたところ
でございます。その中でも黄色で色を塗っておりますところが重要なポイントだと思ってい
ます。私自身、地域に出まして住民の方々にいろいろ説明ともしましたが、災害時における自
助、共助、公助の重要性を訴えますが、やはり地方自治体におきましてもやっぱりまず自分
の身を守る自助ということで、震災対策っていうのは十分していかなきゃいけませんし、鳥取
市も他の自治体とか民間業者の方々と災害時応援協定を結んで来ておりますが、そういった助
け合う共助、そして国などの支援になります。公助というものが自治体においても大切なもの
だと思っております。ただ、唯一の違いは地方自治体が避難するということは基本的にありま
せんので、やっぱり自助の根幹をなす庁舎はとても重要なものだと思っております。

それで、具体的に庁舎に求められるものとしては9 ページでちょっと簡単にまとめたもの
ですが、具体的には災害に強い構造でありまして、信頼性の高い設備を持ち、防災の拠点とし
て真に機能する施設こそが市民の信頼に応えられる庁舎ではないかなと思っております。鳥取
地震からちょうど今年は70 年となりますが、地震に対してそして中心市街地では千代川の洪水も
想定されておりますので、災害そのものに強い構造を持っていることが必要ではないかと思
っております。また、庁舎が無事であっても、電気、電話といったライフラインが途絶えてし
まうこともありますので、そういったライフラインが復旧するまでは、庁舎機能を維持してい
くために十分な自家発電装置や浸水した場合であっても、線が断線しないようなそういった設
備が必要ではないかと思っております。そして災害応急対策といった新たな業務が増えてき
ますので、新たなスペースが必要になるのではないかと思います。先ほど言いました災害対

策本部の設置場所としましての会議室スペース、またそれに付随しましていろんな機関、特に市外の機関とかも来ますので、そういった機関が、本部との連絡調整ができる、例えば詰所のようなもののスペースが必要ではないかなと思っております。また、短期間に多量のデータが集まって来ますので、その処理を効率的に行うためにも新たなスペースというようなものが必要ではないかなと思っております。また、大規模な災害になりますと職員の長時間の連続勤務とかが予想されますので、確実に休憩、休養が取れるスペースも必要ではないかなというふうには思っております。また、鳥取市におきましても、災害に備えて備蓄も行っておりますが、やっぱり24時間速やかに物資を持ち出せる専用の倉庫、防災倉庫みたいなものが、ある程度の大きさを備えたものが必要ではないかなと思っております。それで、最後になりますが、他の防災拠点とのバランスっていうのもあると思います。災害時には人、他の自治体からの応援職員、消防、警察、自衛隊、いろんな方、ボランティアの方として人が集まって来ます。それと食料や水といった支援物資、物が動いて来ます。これらを本庁舎に全て集約しようとするのと逆に混乱ということが助長されてきますので、いわゆるこの防災拠点として考えを受けて、集中と分散、これのバランスよく拠点を配置することが必要ではないかなというふうなことで、専門家委員会のほうで説明意見としました。以上で報告を終わります。

◆中西照典 委員長 では、続けて。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい、すいません。じゃそうしましたら、ちょっと資料今度は6のほうになりますけども、もう一度確認させていただきたいと思います。資料6の次第がありまして、裏面のほうに委員名簿がありまして、このときはお二人、遠藤委員長代理と杢見委員が欠席ということでございましたし、資料1は今までどおりの市民の意見の集計表、資料2-1はずっと今まで使っています用地の計画案の整理表。それと資料2と資料2-3も同じもので、今回新たに資料2-4で、4つの庁舎整備案の経過ということで、はぐっていただきましたら今までの4案の経過が分かるようなかたちでまとめております。それと資料2-5で、これは他都市の庁舎の整備の状況をこれは帰って来たものを一覧表に他都市の状況をまとめております。それとあと、まちづくりということで資料3がありますし、あと専門家委員会のニュースがありますので確認をいたしたいと思います。それで、資料1のほうで、私のほうから市民の意見については、これは3月の26日現在で123件という報告をさせていただいておりますし、実数で示すということで、今回3月15日～26日については実数で示させていただいております。

内容につきましては、次のページから先ほどの5分類に基づきまして、今回ちょっと多くなっていますけども、こういった意見が来っていますよっていう報告をさせていただきます。委員からは多くのいただいた意見については、分かりやすくもう少し整理できないかなと、今までの意見を整理できないかなと御意見がありましたので、次回については今までいただいた意見を整理してまとめて提出しようかなということを回答させていただいています。また、このときに、委員会に届いた意見があります。それは委員長のほうが見て概略を載せております。必要なものは委員に配るんですけども、やはり原文を各委員に配布すべきじゃないかということがございましたので、以降につきましては委員の皆さんに、来たものを原文で届けるように今

はさせていただいております。また、議会の特別委員会、この意見の中にあっただけですけども、専門委員の発言について、委員の発言についていろいろ意見があったということなんだけども、どういうふうな内容でしょうかという質問があったものですから、議事録を議会の議事録を提供して欲しいというご意見もありましたので、また議会のほうに確認したいというふうに私どものほうでお答えさせていただいております。あと、協議事項のほうで、先ほどの4案の比較につきまして整理したものを説明させていただいております。

それで、前回の宿題でありましたのが、資料2-1の4案の比較表の中で非常用電源の場所が分からない、3ページになるんですけども、非常用電源につきまして、例えば本庁舎は分かるんですけども、その他はどうなっているのかとか、あるいは耐震改修の考え方はどうなのかというようなところを、ここは記述追加をさせていただいております。そういったかたちで説明をさせていただきました。それと、飛んで申しわけないんですけども、資料2-4の中で先ほど言いました耐震改修案で詳細比較が必要じゃないかということで、このA4の、次のページA3で2枚ものになっていますけども、耐震改修についての比較表を、これ会派結さんが提案した耐震改修案、それに対して住民投票の事前検証案、住民投票の2号案、さらに2号案の具体化の案、調査案というものとそれと住民投票後の変更案について整理したものをお配りして説明させていただいております。

次のページには、一番下のほうにそれぞれ調整後協議の中で指摘事項があつて、それを踏まえて変更した内容を分かりやすくそれぞれ記載させていただきまして、こういった経過でこういったものができたかっていうことも分かりやすく説明をさせていただいているところでございます。それと資料2-5のほうで調査結果を報告させていただいております。それで、こういった説明につきまして、委員のほうからですけども、非常用電源については、2号案はやっぱ不安だと、検討をこれで行うということなんだけども、どういうことかと質問があったりしました。これにつきましては山本さんからの提案にはなかったというふうな回答をさせていただいております。

また、特例市のほうの調査につきましては、整備前の情報がないということなんで、その情報もできるだけ入れてほしいということと、あるいは本庁舎以外の庁舎で規模の大きいものについては、一人あたりの面積を入れてほしいとか、あるいは事業費も入れてほしいとか、そういった要望、あるいは鳥取市の状況も新築耐震で記載してほしいというようなことがありましたので、今後この資料につきましてはバージョンアップしていこうというふうにさせていただきます。また、資料2-4の中で耐震改修案の比較については2号案を具体化した案なんだけども、本庁舎の単価の違いは何かとか、新第2庁舎駐車場は構造が同じなのに、なぜ単価が違うのかとか、あるいは調査案には新第2庁舎と駐車場の積算できると思うんですけども、金額が入っていないのは親切でないとか、そういった御質問や御意見が出ました。今後、委員長としてはこの表の取り扱いをどうやっていくか、それぞれ各委員の意見を持ち寄って次回議論していこうというようなことでなっております。また、特例市の詳細な情報につきましては甲府市が次回参考人に来ていただけるということと、伊勢崎市につきましては事務局がヒアリングをして次回報告ができるということも報告させていただいております。そういったかたちで

調査比較されたものを整備案について整備したり、あるいは特例市の調査について御報告をさせていただきます。

今後の進め方の中で、市民意識調査ということにつきまして、また、これは委員長よりたたき台として口頭で考え方とか、内容を説明されております。次回の委員会で議論をしたいということで委員会にアイデアを寄せてほしいという提案をされております。また、委員からはこの委員長の説明の中で、質問項目の中で、例えば、中央大学が住民投票直後にアンケート調査をしておりまして、その同じ項目を質問としてはどうかという説明をされていまして。委員からはそんなことを聞く必要があるのだろうかとか、住民投票の結果は重い、通常は結果に従うものだけでも今回はイレギュラーだと、そういったことも踏まえる必要がありますよというような御意見とか、なぜ、住民投票の結果のとおり進められていないのか知らない人が多いので、現状の説明とか、アンケートの趣旨とかが必要じゃないかなとか、あるいは専門家委員会ができた理由も分かりやすく説明するべきじゃないかというような意見がありました。それで、アンケートにつきましては委員長私案を3月29日後につくった上で各委員に配布して意見を出していただいて、次回議論をするということにしております。また、中央大学のアンケート結果につきましては公開され次第委員に配布するというところで議論がまとまっております。

また、その他で現場の声について、委員長より市民の意見の中にも現場の声はどうなっているのかというようなことがあったということで、職員の立場で現状を聞いてみたいという提案がありました。それで、委員の中からは意見を聞いても広いのがいいのは当たり前じゃないかな、あるいは客観的な情報があるなら提供してもらってもいいんじゃないかなという、いろいろな意見が出されて、これを受けまして次回説明が可能かどうか関係機関と、関係課と調整するということにさせていただきました。それと庁舎の見学です。次回は日曜日にするということになりましたので、4月の7日日曜日にするということになりましたので、できれば庁舎内を市民に見てもらったらどうかという提案があって実施するということになっております。以上6回目の報告でございまして、まちづくりについて担当課のほうから御説明を申し上げます。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

○楠本 博 中心市街地整備課長 失礼します。中心市街地整備課長の楠本と申します、よろしくお願いします。私のほうからは第6回の資料3の鳥取市のまちづくりっていう資料について、3月28日の委員会で御説明した内容を御報告させていただきます。資料よろしいでしょうか。では、御説明させていただきます。それぞれ右下のところにスライドの番号を書いていますので、それに従いまして説明させていただきます。まず右下に2番と書いているところなんですけれども、まず鳥取市が目指すまちづくりの姿ということで、御承知のように第9次の総合計画で掲げています多極型のコンパクトなまちづくり、中心市街地と地域生活拠点の再生を図り、公共交通基盤の充実強化を図るとというのが基本的なまちづくりの姿ということでございます。それで、その次の3番ですけれども、では、その中での中心市街地の再生ということですから、こちらについても御案内のとおり中心市街地の210ヘクタールの区域の中で、いろいろとまちづくりを進めていると。それで、その中で右のところに書いていますけれども、平成19

年に第1期の中心市街地活性化基本計画が認定され、その中で2核2軸の都市構造、2核ってというのは鳥取駅周辺と鳥取城跡周辺、2軸はそれらを結ぶ若桜街道と智頭街道、この2つの2核2軸のまちづくりの都市構造を踏まえて再生を図っていくという考え方で進めてきているというところです。

それで、第1期の計画が平成24年度までということで、今回第2期ということで、委員会、特別委員会の後ですけども、3月29日に第2期の基本計画の認定をいただきましたので、現在この第2期の計画に基づいて進めているという状況でございます。それから4番のところに、第1期の基本計画の総括ということで、73の事業ということで官民によるハード、ソフト両面の事業を行ってきました。そこに表を掲げていますけども、目標の達成状況ということで居住人口、それから歩行者通行量っていうのは基準値からはふえているというような状況もありますので、一定の効果っていうのは表われているというふうに認識しているところでございます。それで、5番目のところで地域生活拠点の再生ということで、ここでは用瀬の例を載せておりますし、6番目の公共交通基盤の充実強化ということで、去年10月から実施しています南部の総合の公共交通計画について御紹介しているところでございます。それで、次に中心市街地の話ということで7番目のところに書いていますけども、先ほど御紹介しました第2期の鳥取市中心市街地活性化の基本計画ということで、目標として街なか居住の推進と賑わいの創出という2つ目標を掲げており、その目標実現のための重点施策として4つ、1つは既存ストックの活用による居住の促進、2つ目には鳥取駅周辺のにぎわいの再生、3つ目は公共交通の拡充等による回遊性の向上など、4つ目は観光、地域資源の活用等には観光の促進というこの4つの重点施策でまさに対応する事業等も検討しているということでございます。

次に8番のところに書いていますけども、第1期で2核2軸という考え方を取っておりまして、その考え方を継承するというかたちで、第2期ではさらにエリアコンセプトということで鳥取、失礼しました、袋川の北側の鳥取城跡周辺地区について歴史文化等を有する豊かな居住・交流の舞台というコンセプトに位置づけて、それで、袋川から南側の鳥取駅周辺地区につきましては因幡の都市核として駅を中心に都市機能が集中・集積する舞台ということで、それぞれのエリアの性格等を明確にしてコンセプトを定めているという状況でございます。9ページ目のところに、9番のところに書いてることにつきましては、この2期の基本計画の策定にあたっては外部の検討委員会を設置して議論いただきたいとか、あるいは市民アンケートとか、あるいは市民施策コメント、まちづくりミーティングというようなことを実施することによって幅広く意見をお伺いしながら検討してきたということを御紹介しております。

それから10番ですけども、先ほどの鳥取駅周辺と鳥取城跡周辺、それぞれについて考えている内容、まちづくりの考えている内容についての御説明でございます。まずは鳥取駅周辺についてですけども、上のところの四角に書いていますけども、鳥取駅周辺の状況として人口減少というようなことが、超高齢社会という全国的な社会的な背景があり、駅周辺に限ってみましても歩行者通行量とか、居住人口の減少というような状況が見られますと。ただ、そうは言うものの商業とか、行政機能などについて集積しておりますし、先月鳥取道も全線開通しましたけれども、ますます今後とも道路網っていうのは整備されていくということでポテンシャ

ルというのが生まれると。さらにJRの耐震改修工事などもございますとおり、駅周辺でいろんな民間動向が高まってきていると。そういうようなことも踏まえて直ちに駅周辺の再生に取り組むことが必要という考え方で平成23年9月に駅周辺の再生基本構想というものを策定し、去年10月に駅周辺の基本計画を決定したということでございます。11番のところに書いていますが、鳥取駅周辺再生基本計画のコンセプトということで、こちらについては基本構想、先ほどの一昨年の9月の駅周辺の再生基本構想っていうのは今後10年間のまちづくりということで考えているもののうち、前期の5年間の23年～27年の5年間に市として取り組むべき事業というものを定めたものが駅周辺の基本計画ということでございますけれども、それについての御説明ということです。右の、図面の右のところに3つほどの考え方ということで、駅周辺で既に進行中のプロジェクトと連携しながら事業をやっていくということと、行政にあって基盤整備をすることによって民間投資も引き出して官民連携のまちづくりを行うと、それによって駅南北の回遊性が向上するということで、ここに書いていますのは1番～4番、道路設計ですとか、アクセスの改善などについて市として今後5年間にやっていくということでございます。

その次12番のところに、鳥取城跡周辺ということなんですけれども、鳥取城跡周辺につきましては地域の課題ということにつきまして、ここに具体的なデータで入れておりますけれども、やはり少子高齢化というものがかかなり深刻な状況であるということです。それで、それを踏まえての再生の方向性として13番のところに書いていますけれども、先ほど2期の計画のエリアコンセプトで書いていた内容ですけども、やはり歴史とか文化そういうようなものを有している地区ということで、それを有する豊かな居住と交流の舞台ということを目指していくということで、2期の計画の中でも例えば、街なか居住の継続という面では赤十字病院の整備事業ですとか、これによってその地域の方の医療っていうものを守っていくということですとか、あと、地域資源の活用ということで、これは従来から進められています鳥取城跡周辺の大手登城路の復元整備なども2期の事業ということで位置づけているところでございます。

それらの状況を踏まえまして1番最後のところにまちづくりと庁舎整備の関係ということで入れております。まちづくり、繰り返しになりますけれども、まず鳥取駅周辺の再生ということに関しましては1-1で書いてありますとおり、因幡都市核として駅周辺っていうのは都市機能の集中・集積を目指していると、そういうこともありますので、駅周辺の基本計画で旧市立病院跡地については市有地の有効活用ということは必要ということです、どのような利用にかかわらず、有効活用のために必要な基盤整備っていうのは、今後行っていくという必要があるということでございます。それから、鳥取城跡の周辺の再生につきましては、先ほど御説明したとおり、居住・交流の強化をするということです。それで、例えば、仮にですけども、市庁舎の移転ということで土地が生まれた場合は、そのことによって効果的な施策を検討し、有効活用を図るということになるのではないかと思います。3番目のその他考慮すべきことということで、まず3-1に書いていますのは、鳥取道の全面開通などもございますので、周辺の交通状況の変化等も生じてきているということも踏まえた上でのまちづくりを考える必要があると。3-2で書いていますのは100円循環バス導入によって、くる梨が4月から新しい路

線がふえましたけども、そういったことで回遊性も向上してきているということで、適切な役割分担を、もちろん回遊性を向上した中での適切な役割分担というものを行う必要があると。それで、3-3のところに書いていますけども、やはり魅力的なまちづくりを促進するためには市庁舎整備の方向性が早期に定まることが望ましいということがまちづくりとしての考え方ということで御説明いたしました。以上です。

◆中西照典 委員長 では、続けてお願いします。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。じゃあ、そうしましたら、7回目と8回目の資料で説明させていただきます。皆さんのお手元には7回目と8回目のレジメが続いてあると思います。このときには松本委員が御欠席ということでございました。あと、資料1、資料1-2で市民からの意見の月別集計表、市民からの意見の整理、それとあと、続いては甲府市からの提供資料、伊勢崎市の事業の概要、それと、資料2-1から資料2-2、2-3というのは今までの資料1と2とも今までの資料でございます。それと、資料2-5で他都市の整備状況、これをさらにバージョンアップしたものがございます。それと、資料3ということで現庁舎利用にあたっての課題と問題点ということ、それから資料4で市庁舎整備についての意識調査の御協力をお願いという案がございます。それと、資料5-1で、これも今まで付けていたんですけども、改めて庁舎整備に関する比較の視点と比較イメージ、委員長私案ということで出しておられます。それと、資料5-2で、これまで取り扱った個別項目に関する質疑の概要ということでまとめてあります。それと最後に、7、8回目の市庁舎整備専門家委員会の概要という1ペーパーがございますので、中心はこの概要のほうで御説明差し上げたいと思います。

それで、この日は日曜日ということで午前10時から、まずは7回目を行いまして、午後1時20分から第8回目をさせていただきました。傍聴者20名ということでございました。それで、専門家委員会に届けられた意見ということで資料1に基づきまして報告をさせていただきました。それで、このとき、4月4日現在で138件ということで、また3月27日～4月4日については括弧内で実数を明記させていただいています。それと、資料1-2で、これまで市民の皆さんからいただいた意見を整理して、今までのものをちょっと時系列で、今回については件数が多いものですから2行ぐらいに、趣旨が分かるようなかたちで整理をさせていただいて御報告させていただきました。委員のほうからは分かりやすくなったとかいう話もありました。また、今まで市民からいただいた意見の中で回答したものはあったのかとか、あるいは委員会として回答すべきものがあるのかとか、というような質問がございました。今後どのように整理していくかということにつきまして検討をしていくという話になっております。

それと、すでに調査検討された4つの整備案の中の項目として、特例市の事例紹介をさせていただきました。特例市につきましては、別紙、いただいた資料を基に説明していただきましたけれども、元庁舎整備部長の、現在は参与の阪本さんという方においでいただきました。かなり無理を言ってお願いしたところでございます。それで、阪本さまのほうからは甲府市の庁舎の整備の経過とか、事業内容とか、この資料以外に基づきまして説明をされました。

甲府市につきましては平成18年に1市1町1村が合併されたということで、庁舎整備を、当時、第5次総合計画に位置付けてしておられたということと、旧庁舎が4つありまして、震度

6弱で倒壊の恐れもあるし、窓口が複数に分散しておること、あるいは老朽化により機能低下があると。それで、子供の安全安心を優先にした小学校の耐震化が平成23年度で終了するということから、この計画に踏み切ったとおっしゃってられました。まちづくりについては先送りできないということで、城下町の発展とか、財源確保、合併特例債の見通しが立ったというふうなことで現在地での新築を実施され、この4月の20日には供用開始というふうなことでございました。

それと、伊勢崎市のほうですけども、これは私どものほうが年度末に出向きまして、お忙しい中でも対応していただきました。内容につきましては現在地での増築と耐震改修という内容でございます。ここも平成17年の1月に1市2町1村で合併され、20万都市となっておられます。それで、やはり合併したことによって手狭になって、老朽化しておりますし、耐震性に不安があるということで、利便性とか拠点性とかの観点からいろいろ検討されて、その結果、現有施設を有効利用しつつ、一部に新施設をつくるということが費用面とか、市民理解を得ることとして、いいんじゃないかなということで平成20年に防災拠点、市民交流機能を持つ東館、この図面で行ったら右のほうになりますけども、東館を増築すると。次いで本館のほうの震補強と大規模改修を2期に分けて行ったというようなことを説明していただきました。

あと、質疑のほうについては省略させていただきますけども、また、特例市の庁舎の整備の状況についても、それぞれ前回委員会で指摘された内容につきまして、情報を追加したものを報告しております。また、防災とか市民機能などはそれぞれ自治体の考え方によって異なるということですけども、参考資料として活用しようということになっております。また本庁舎の見学会、傍聴に来られた方がおられましたので、それで参加者を募集しまして、3階の執務室、あるいは地下室の機械室など状況を見ていただいております。それと、市民の意識調査でございますけども、資料のこれは4になりますが、これにつきまして委員長のほうから説明をいただいて、議論をしていただきました。それで、委員長のほうからは、アンケートについてはできるだけ質問数を少なくして、できるだけ多くの人から回答をいただきたいということと、このアンケートについて2つの方向性というか、選択肢があるのではないかとということで議論されました。ありのままの意識を率直に確認するという方法と、それと専門家委員会で今までの整理した資料を読んでもらった上で回答してもらうという2つの考え方があるというふうに説明をされました。それで、委員からは、やはり整理した案をつけていくとその中で判断になっていくということも出てくると。また、12月20日以降の市民の意識がどうなったか見るほうがいいのではないかとか、市民の意見として、住民投票の際に情報に混乱があった、今のままでは市民は遺恨を残すのではないかとか、分からないということも1つの民意であるので、ありのままの意識を回答してもらうほうがいいのではないかとか、というようなことと、あるいは、質問の中に公共交通拠点であるとか、合併特例債の説明を追加するであるとか、あるいは住民投票のときの投票行動を聞いたほうがいいんじゃないかなとか、あるいは質問の順番を入れ替えたほうがいいんじゃないかというようなことを、いろいろ意見をいただきました。

これにつきましては、またその原案に修正をかけて各委員にお配りして、また再確認していただくということになっております。それと、この資料4につきましてはその時点でのたたき台

でございますので、これがまた、皆さんの御手元に今あります最終案があると思いますけども、それが現段階で固まっております市民意識調査の調査票でございます。ここにありますように、まず1枚目が市民意識調査の協力のお願いということでございます。ここにも5月20日の住民投票以降の話と、それと現在まで具体的な方向が決まっていないということと、さまざまな経緯を経て現在に至っていると、それで、多くの市民の皆さんに関心があるということと、あと、専門家委員会としてこの課題について客観的に検討する中に、やはり市庁舎整備のあり方を考える上で、市民の意識が重要なデータであるということで意識調査をするということを打ち出しております。ただ、あくまでも専門家委員会は自主的に中立の立場から実施するということと、これは多数決を採るものではなく、あるいはこの結果によって専門家委員会が市庁舎整備に関して1つの方向づけをするものでもないというふうに明記しております。それで、市民の皆さんがこの課題について、今どのようにお考えか、率直に把握したいということで、委員会に対して疑問がある方でも関心がない方でもぜひ回答してほしいということで、これは4月30日までに御返送をしてくださいということで4月の18日の発送の予定となっております。

それで、下のほうにお知らせとお願いということで、調査につきましては20歳以上の市民1万5,000人の方を無作為にということにしております。また、無記名で書いていただいて統計的に処理するということと、こういったかたちで調査票のお願いと、裏面に庁舎整備に関する今までの経過を表にまとめております。発送分というかたちで調査票、これA3で、こういったものでございますけども、質問項目は質問1で、庁舎整備の方針に関するあなたの現在の意見として近いものを1つ選んでくださいという質問、それで、次のページで、質問1-2でその理由を選んでくださいということ。質問2で、市庁舎整備を整備するかを検討する上で重視すべきことについて6つ書いてくださいということ。あと、質問3で市庁舎の整備・維持管理と費用との関係についてどのように考えているかということも選ぶ。質問4で市庁舎整備の重要度の考えについて聞いております。それで、質問5で自由意見と。それで、その後につきましては、相対的に分析するために属性と言いますか、御自身のことをおたづねしますということで質問1から年齢、性別、質問2で住んでいる地域、質問3で職業、質問4について庁舎をどの程度利用されるかということと、最後に質問5で、5月20日の住民投票の行動について選んでいただくというふうな内容になっております。そういったことで、これにつきましては今日御報告させていただいて、手続きを進めていきたいというふうに考えております。

それと、4番目につきましては、また後ほど担当のほうから説明させていただきますけども、6番目の今後の進め方につきましては、これまでに取り扱った個別項目の整理、資料、これは5-2になりますけども、財政、防災、まちづくりに関して整理していますんで、どう整理していくか、さらに議論していくということにしておりますし、比較する視点の整理につきましても、機能や条件、整備による負担、長期的な効果、対応するコストなどについて、これは改めて委員長私案を資料5-1として掲載して、この表の中で、またそれぞれ皆さんから意見をいただいて取りまとめていこうというふうにしているところでございます。はい、私のほうからの報告は以上でございます。

◆中西照典 委員長 はい、それでは第5回～第8回までの。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 すみません、ちょっと待って。

○岩井 郁 職員課長 すみません。

◆中西照典 委員長 そうか、ごめんなさい。はい、岩井課長。

○岩井 郁 職員課長 はい。職員課の岩井です。それでは私のほうから、執務を行う建物の現状についてということで報告をさせていただきたいと思います。資料としましては、第7回の資料3という1枚ものの分です。現庁舎の利用に当たっての課題・問題点というものを御覧いただきたいと思います。第7回の資料3ですね、1枚ものでございます。

まず初めに、現庁舎の利用にあたっての問題点ということでございます。こちらのほうは実際に起きたケースということで拾っております。それで、こちらのほうですが、労働安全衛生法に基づきまして設置をされております安全衛生委員会において明らかになった問題点ということで、何点か挙げさせていただいております。まず、初めにケース1ということでございます。こちらのほう、鳥取市の庁舎のほうに来庁される方、この中で授乳の申し出ということがありまして、これが年数回ございます。しかしながら、本庁舎授乳室がございません。そのために空いている部屋ということで、1階市民相談室または2階の休養室などを利用させていただいているという現状でございます。それで、こちらのほう、いずれも使用している場合ということが対応はできないということでございまして、子供さん乳児を連れて来られる方、なかなか市役所に行けないなという状況が、考えられる状況があるというふうに思っております。それで、あと急ぎの相談者や急病者がそういうものがございました場合に、授乳をされているという状況の中では、またその相談者に対応する部屋がないということでございまして、なかなかの支障をきたしているような状況でございます。

それで、続きましてケース2ということでございます。こちらのほう、強い腹痛によりまして、本庁舎2階の休養室で横になっている職員というのがございまして、その場合、さらに痛みがましたという状況がございました。その際に救急車が必要と考えまして救急車を呼んだんですが、ストレッチャーで運ぶというときになりまして、エレベーターにストレッチャーが入らない、奥行きが足りないということでございまして、2階まで上がるができなかったということでございます。その結果ですね、2階のほう、タンカを利用しまして2階から1階まで搬送をしたということでございます。

また、別のケースにおきまして議会の傍聴中に倒れられた方というのもございました。その際には、議会の近く会議室を利用いたしまして、そこで休憩をとっていただいて、幸いにもその休憩中に回復したということがございます。しかしながら、これが回復をせず救急車でということになりましたら6階のほうから、1階まで急な狭い階段をタンカで運んでいくという格好になるというところでございます。こちらのほうもそういうような状況になりました、狭い階段ということでございまして足場が悪いということもございます。その際に2次的な被害というのできる、おきる可能性が高いという状況もございます。

それで、続きましてケース3ということでございますが、こちらのほう、事業所衛生基準規則というのがございまして、これの第21条に常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するとき、床することですね、横になることのできる休養室又は休憩所、休養所を男女に

区別して設けなければならないというような規定がございます。こちらのほうにつきましても庁舎が大変手狭ということでございまして、なかなか対応が難しい。男女が同時に体調不良になった場合に1つの部屋、今、現状でしたら1つの部屋をカーテンで仕切っているというような状況でございまして、なかなか大変な状況ということでございます。もしも、そのような状況になりました女性の方、特に女性の方ですけど、なかなか男性の方が横に寝られておられる、カーテンで仕切ってありましても、なかなかそこに横になるということが難しいというような状況がございまして、なかなか敬遠をされるということで症状重篤化というようなことも、そういう恐れもございますということでございます。

それで、続きましてケース4ということでございます。更衣室のスペースというのが狭く、その他、空き部屋も不十分でございまして、今回ですね、放射線レベルの高い不法投棄物対応ということで出動した職員、濡れたような上着、あるいは放射線のちょっと入ったような着衣というものを干したりする、干したりするような場所がないということでございまして、普通乾いたような服と一緒に干すと言いますかね、保管をするというような状況もございます。そのために不衛生というようなこともございまして、健康被害ですね、こちらのほうも及ぼす危険性が高いということがございます。

それであと、ケース5といたしまして、こちらのほう、先ほどですね、危機管理課のほうもちょっとお話をさせていただきました。災害配備ということで待機職員ですね、こちらのほうも待機している、一晩中待機しているというところで仮眠室がありませんので、並べた椅子をベッド代わり、あるいは机の上に伏して仮眠をとっているというような状況でございます。こちらのほうも事業所の衛生基準規則20条というのがございまして、事業者が夜間、労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠をすることのできる機会のあるときは適当な睡眠又は仮眠の場所を男性用と女性用に区別して設けなければならないというような規定がございます。こうしたような規定がございまして疲労が蓄積した状態ということで、私たち災害対応、1つの場所での大きなミスにつながってくるという状況がございます。これらの指摘をしたところでございます。なかなか庁舎が狭く会議室も潰せないという状況を、ここにつきまして専門家委員会のほうに報告をさせていただいたという状況でございます。以上です。

◆**中西照典 委員長** では、先ほど言いました第5回～第8回までの専門家委員会での説明、あるいは先の予定を説明していただきました。この点について委員の方でお聞きとりにくいとか、あるいは質問等あればよろしくお願いします。伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 意識調査についてですけれども、第7回、第8回の資料と別に、今日新たに出てきた分があるんですけれども、だいたい第8回のところに入っていた資料とそう基本的には変わってないんですけどもね、一番上の表のと言いますか、御協力についてのお願いということで、ちょっと2、3お尋ねをしたいところがあります。これを文章こう読んでいきましてね、この意識調査を何のために行うのかっていう目的ですね。それで読んでいると結局今の市民の率直な考え、それを把握したいということが目的なのかなあと思うんですけれども、裏側を見てみますと、専門家委員会の役割でこの専門家委員会というのは市が整備方針を決定する

うえで、判断材料となる資料を提供していることを役割としていると、そういうふうに書かれているのでこの意識調査も市の判断材料の1つだということでもやられるのかどうかというね、そういったところがこの専門家委員会の中でどのような議論になったのかっていうところをまず教えていただけませんか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。まず、この経過でございますけれども、専門家委員会の中で住民投票行われて今回専門家委員会を立ち上げたということの中で、この委員さんの中から経過としましては、議会の特別委員会の中で議論されたその結果の中で、その結論が出なかったということも踏まえまして、市民の方がどう考えているのかということをもまず把握したいなということが指摘されまして、そういった意見の方が委員のほうから出ましたということで、委員長のほうも専門家委員会の中で専門家委員会の役割としてはあらゆる議論をしていく中で、やはり市民の意識、市民の意識というものを把握していきたいなあとというようなことから並行して、じゃ、アンケートをやっているんじゃないか、意識調査をやっているんじゃないかということで今回取り上げられたということでございます。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その意識を把握してそれをどうするのかっていう議論はされましたか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。この件につきましては、その意識を持ってその専門家委員会の中の検討に参考としていくというようなことには、ここにも書いておられますけども、一切考えはないと方向性をもっていくためにね。ただ、これを市民がどういう考え方でいるかということも執行部の人に、市に提案する中においては、当然参考資料として当然報告をしていくという考えは委員長以下もっております。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。この文章を読んでいると、なんとなく目的が分かるような気もするし、なんかはっきりと示されてないっていう気もするしね、それで、ちょっと私は、これは明らかに目的というものがはっきりとは示されていないと、何のために把握をするのか、把握したものをどうしていくのか、そういったものが書かれてないと思っていますのでね、あくまでも客観的に見て、客観的に見てそういったお願いの文章になっていると思います。それで、最後のほうに、専門家委員会の役割に疑問をお持ちの方や市庁舎整備にあまり関心のない方にも回答していただきたいと、そんなふうに書いているわけでね、とにかく幅広くいろんな人から意見というか、回収したいというね、そういう意図で設問も簡単に極力簡単にということでもやられているのであればね、やっぱり何のためにこれをするのか、それで、出てきたものをどうしていくのか、そこをきっちりと明らかにしないと、やはり受け取った市民はとまどうのではないかなと思います。それと、この意識調査というのは専門家委員会というものが自主的にやるんだということが書かれていますが、あくまでも自主的と言ったって費用は税金です。税金が使われるわけですからそのあたりもうちょっと議論を専門家委員会の中で深めていかなければという意見です。

◆中西照典 委員長 はい。じゃそのような意見があったと委員長のほうにお伝えください。その他に、はい、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 まずですね、今日ちょっと説明について申しわけないですけどね、ちょっとあえてちょっと苦言というか、お願いというか、しておきたいと思います。ここで冒頭も委員長のほうからですね、もう少しゆっくりと説明してほしいという言葉がありましたけど、やっぱり説明が親切丁寧さに欠けていると、今日の説明を聞いても思います。1つは、今日は第5回～第8回までの概要ですね、専門家委員会の概要を報告いただいたんですが、第7回、第8回についてはこの概要をまとめたペーパーがありますよね、第5、第6はどこかありましたか、私の見落としでしょうか。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 すみません。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 まとめたものにつきましては、ニューズペーパーのほうがまとめているものになります。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 そういう説明も含めてですね、5回～8回まで4回もしているのに7、8は概要のこれがあるけど、5、6はどうかいなあと。それで、前回も申し上げましたが、何時間、1回につき何時間もかけているその専門家委員会の報告をそれと同じようにはできないけど、あまりにもやっぱり説明が簡単すぎるんじゃないかということですね、今日はその点も踏まえて少し丁寧にやっていただいたという面は受け止めておりますけれど、そういうことなりですね、あるいは防災の説明でしたかね、私のところだけでしょうか、黄色の色がついていないペーパーは、それでそれも黄色の色がついているペーパーを出してくださいとまでは言わないけど、たぶん白黒コピーのものが私のところに私っていうか、議員のところにはあるんだと思うんですけど、それはお金をかけてどうしてもカラーとは言いませんけど、皆さんの手元には白黒になっていると思いますけれど、ここはこうですかね、やっぱり別に議員としてえらぶろうなんていう気は一切ありませんけど、お互いに執行部と議会議員とが、やっぱり対等な立場でお互いに尊重すべきは尊重しながら、親切丁寧に意見の違いは意見の違いとしてもちゃんとした議論をできる環境をつくっていくということは、これ大事なことでありましてね、その点を申し上げておきたい。

それから、専門家委員会のほうで、議会で専門家委員会にかかわる何ですか、意見というかがあったからということで議事録をとることのようです。それは結構だと思うんですけど、当然ね。逆に、私たちも専門家委員会で議会のことに発言が及んでいる場合もあるように承知しておりますから、専門家委員会の議事録も私たちと言いますか、少なくとも私はいただきたいと思いますし、それがお互いにこうタイムリーにリンクしていかないと、一方だけが先行して一方が遅れるということになると、議論がかみ合わないとか、そこから誤解を生まれるとか、いろんな問題も出て来ようかと思しますので、その点についてお願い、お願いと言いますか、しておきたいと思いますが、それらについていかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 ちょっと待っていてください。まず議事録について、その議事録を全ていた

だくということについては、ちょっとまたこの棕田委員の言っておられるということと、全てもらえばいいというもんじゃないんで、ちょっとそれは執行部含めて議事録について、ちょっと確認しますので、いいですか、棕田委員、どう。

◆**棕田昇一 委員** もうちょっと委員長の趣旨というか、真意は。

◆**中西照典 委員長** ここで、議事録を全ての人にもらうということについて、膨大な量になります。インターネットでも聞いていても、2時間及び1時間半になるものを全ていただくということが、どうかというのはちょっと私疑問に思っていますので、ちょっとそれはどういうことがあるかちょっとこの後で、棕田委員の趣旨も含めて確認して、委員の方の了解というか、確認を取ろうと思います。それでいいですか。

◆**棕田昇一 委員** はい。全体については委員長が言われることで結構ですが、少なくとも議会あるいは議会特別委員会から出た意見、あるいは議論にかかわる部分については、少なくとも私としてはいただきたいと思いますので、タイムリーをお願いをしたい。でないと議論がかみ合いませんからということです。そういう意味です、はい。

◆**中西照典 委員長** はい。では確認です。この特別委員会に関しての意見が、専門家委員会のほうから出ましたら、その部分については議事録をいただきたいと。今までいろいろ見ていて、インターネット等で確認しても、そうかなりの時間を取ることじゃないのでよろしくお願いします。それでいいですか。

◆**棕田昇一 委員** はい。

◆**中西照典 委員長** はい。その他に。はい、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** それこそ説明と資料が膨大なんで、ちょっと今パッと整理つきにくいですが、この4つの案の比較表に直接的には関連してきますけど、専門家委員会のほうでも住民投票後の変更案についてだけ、単価の明示がなくて根拠が示されていないではないかというのが第5回委員会のときに、その点を説明してほしいというのがあって、第6回委員会のときに、資料にも記されてその説明がなされているように思いますが、第6回の委員会のときの、今申し上げている部分の資料というのは、ずっとある4つの案の比較表ではなくて、耐震改修にかかわるこれ5つの案というか、についての比較表のときに、これ載っておりますね。赤字で単価 96万9,000円と、平米当たり、これは設計単価ですと、こういう表記がありますね、資料2-4についての分ですね。ところが、第6回の後に開かれた第7回あるいは第8回の委員会の4つの案の比較表を見ても、そのことがこれ記されてないですね。それで、その辺がやっぱりちゃんとその資料の整理、あるいは議論の蓄積ということを踏まえてやっていかなければならないと思いますし、専門家委員会で貴重な御意見をいただいている委員に対してやっぱり答え方でもあらうと思います。それで、まずちょっとそのことを申し上げておきたいと思うんですが、意識調査とも関連するんですけど、まさに専門家委員会でさえが、あるいはその方々でさえが、今までの検討経過だけではよく分からない部分があるとか、あるいは、欠けているものがあるのではないかということで、ずっとこういう議論、資料、内容が議論されてきているわけですね。

そうすると、この意識調査は4月30日までに回答してくださいということですが、市民

にはそのあたりのことが伝わらないままに、アンケートの結果ということが出てくるんじゃないかと。もちろん協議されているように、市民にこんな細かいものを私は提示して、その添付してアンケートすべきだという意味ではないですけど、内容的に市民も、私は、私の基本的な立場は申し上げているように、市民の意思というのは住民投票の結果だと思っていますが、アンケートをされるということであれば、その辺がやっぱりちゃんとした情報も伝わらないと、繰り返しますが専門家委員会でさえが情報不足だとか、いろいろ整理しないといけんだとかということやってきて、その提言しようということになっているのに、私がアンケートの有効性と言いますか、内容の精査と言いますかについてはなはだ疑問に思います。それで、今、申し上げているこのコストの部分につきましても、やはり委員のほうからこの新築移転案については、これはどういうものだというご意見が出る中で、今日も説明ありましたが、5つの都市の実勢価格というのですか、建設価格というのですか、の平均値だと。そういう意味でいうと住民投票の1号案も2号案も実勢価格なんですね。ところがあとの案は、全てこの設計価格なわけですね。ところが市民の中には、20億が30億だったらしいと、こういうことで留まってしまうと、やっぱり今回のそれはアンケートにも影響が出てくるわけでありまして、それで、繰り返しますが、専門家委員会の専門の委員の方でさえが、これは設計価格なのですか、実勢価格なのですかというような、その質問なり議論が出てくる。また、そういう中で4つの案が実勢価格のものと設計価格のものとある。それでその違い、そういうことについてのですが、ちゃんと情報が行き届かず、あるいはちゃんとした認識に至らないままにアンケートということになると、出てきたアンケートの結果というのはどうなっていくのだと、そういうふうに思うわけでして、私その意見は意見としてもお伝えしときたいと思うのですが、執行部、事務局と言いますか、執行部としては、アンケートの内容ともかかわってくることでありますので、そのあたりについてはいかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 専門家委員会がされているアンケートについて、今の椋田委員の質問について、何か回答があったらしてください。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。この意識調査につきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、専門家委員会を立ち上げた段階で委員から意見が出ました。これは、現在、議会のほうで特別委員長の報告、特別委員会の報告が出ました。この段階で市民の意識調査をするのが1つの方法じゃないだろうかという提案があったわけです。その辺については、先ほど言われました20億が30億になったではないかということでおっしゃいましたけれども、これにつきましては、議会の中の特別委員会で議論されて、20億という2号案についての検証をされたわけでございます。その結果、2号案ではできなかったと。ただし、それを基本的にやれば30億かかるということは議会のほうで報告されたわけでございますから、こういったものを踏まえながら、2号案というものは実現できない、方向性が示せないという段階で市民の方はどう意識を持っておられるのかということで、この調査については、逆に専門家委員会の中で議論をしてまとめ上げたものを意識調査してはどうかという2つの方向性、これで議論

されましたけども、ただ、専門家委員会が最終的に材料を出す段階であるということになってくると、また時期的にも遅くなってきますし、今、率直な市民の意識というものはどんなものかということで調べたほうがいいのじゃないかということで、今回向かったわけでございます。ですから、時点、時点でそれは意識というものを考えていくということで専門家委員会は、今回出そうということで、報告しているわけでございます。

◆**中西照典 委員長** はい、ちょっといいですか。今、亀屋局長が言ったように、自分の意見っていう、執行部の意見を挟まれていたように、これは専門家委員会が今回のこの市民の意識調査をする委員会の中でどのような意見があつて、棕田委員が言われたような委員会の中でもそれぞれの委員が思いの中で、今回まとめられたわけでしょう。そのことを率直に言っていただければいいので、過去どうだったかというのは、その意味の中でそういう言葉が出ておればいいのだけでも、何か誤解が招くんで、ちょっとそういう言い方は、僕はよくないと思いますので、今後、そういう何か自分の意見とあれが一緒になるような言い方に聞こえたので、ちょっと注意しておきます。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい、分かりました。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 今、委員長おっしゃっていただいていたこととあわせて、私の説明、発言も不十分だったと思いますが、何かかみ合っていなかったですね。それで、例えば、このアンケート調査表のアンケート用紙の質問1-2を見ても、あるいは質問2についてもそうですけれど、やっぱりこのあたりを判断しようと思えばですよ、あるいは一市民の立場で選択しようと思えば、私が言っていたのは、前回の特別委員会の結論がどうこうというようなことではなくて、住民投票のときの1号案も2号案もそれは実勢価格だったと、なおかつ、1号案は5つの都市の平均値というような、いずれにしても両方概算であったと、それで実勢価格だと。ところが、検証案で出てきたもの、あるいはその他もそうですが、設計価格だと、それが20億とか30億になっておるという違いにもなっていることも背景にあると、あるいは10億の30億プラス10億の10億とも関連しますけど、今日の説明の中にもありました新築移転の場合の関連事業はどういうものなのかとね。それで、それらが何なのか、あるいはその金額は何なのか、そしたらひょっとしたら75億と言っていたものが150億になるかもしれない。いや、そういうような不確かさと言いますか、ちゃんとした情報の提供を抜きにして、このアンケートに、先ほど来おっしゃられているような適切な判断でもってのアンケートになり得るのかと、私はそうはならないのではないかと。それをもうこの4月30日に返送期限ということでやることについての疑問を、大いに感じていると、そういうことなわけですね、申し上げたかったのは。

◆**中西照典 委員長** はい。このアンケートに関して、棕田委員が言われたような疑問があるということについては、きちっと委員会の方に御報告しておいてください。はい。その他に。

◆**桑田達也 委員** はい。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今委員長のほうからこの特別委員会の意見として、この専門家委員会にこの度、このアンケートを実施されることについて疑問があるという報告をしてほしいという意見があ

ったわけですが、それは1つの意見かもしれません。私は、ちょっと、また違う意見として申し述べさせていただきたいと思いますが、ちょっと何点かあるのですけども、今この専門家委員会が実施する意識調査のことが議題になっておりますので、まずその点について伺いたと思います、先ほど説明がありましてこの専門家委員会のこの度の意識調査については、この一定の専門家委員会として方向を示すものではないという委員長からだったのでしょうか、そういう御意見もあったという報告もありましたし、また、この専門家委員会の、この条例にもありますとおり、専門的な立場で、この客観的な観点で必要な調査を行っていく、そういう立場でこの専門家委員会が私たち議会も認めて設置をしている以上、私は、やはり広い観点でこういう意識調査は速やかに行っていくべきだろうというふうに思います。

そこで、先ほど、整備局長のほうからは、専門家委員会が発足をした当初からこういうこの意識調査は行うべきであるという意見があったということの説明があったわけですが、先ほど第6回の専門家委員会の中で、中央大学の調査、これが実施をされた。これが、今年の5月の28日～7月の22日まで調査の実施期間を設けて、中央大学がこの鳥取市の住民投票についての意識調査を、かなり広範囲に、市民を対象に行っておられる。それで、私もこの意識調査等の結果について、この資料を入手しておりますが、大変読み方によっては深いし、この住民投票のあり方そのものについて言及をしておられる、こういったことも多分この専門家委員会の中でもよく精査をされた上で、こういうこのたびの庁舎の意識調査の実施に踏み切られたのではないかなというふうに私は認識をしております、ぜひ、今日の説明の中には、この中央大学の意識調査についてはあまり掘り下げた御説明はありませんでしたけども、大変資料としても10数ページか、40ページ近くあるわけで、これをつぶさに報告をいただくには相当かなり時間がありますので、ちょっと簡潔でも結構ですから、次回の特別委員会の折に御説明をいただきたいなというふうに、これは私の意見として申し上げさせていただきたいと思います。

それから、本日は危機管理課長も、それから職員課長も出席をされて、防災の観点、また、本庁舎の利用にあたっての問題、課題、こういったことの現状の問題点とかありました。それで、まず危機管理課長にお伺いをしたいのですけども、これまでの特別委員会とか、また議会の中であまり問題に、説明がなかったので教えていただきたいという思いもあってお聞かせいただきたいのですけども、資料の3、危機管理課長が説明をされた中で、7のところに防災拠点の連携というのがあるわけですが、それで、これいくつか情報収集から消防拠点までずっとあるわけですが、このうち本庁舎が、本庁舎にかかる活動、拠点、本庁舎が担う拠点はどれと、どれと、どれが具体的にはその拠点となり得るのか、これを伺いたと思います。確かに先ほどの説明では、本庁舎があって、さらにその分散をして連携をしながらこの防災対策を担っていくのだという説明があったと思うんですけども。

○富山 茂 危機管理課長 はい。

◆桑田達也 委員 一方で、本庁舎が必ず担っていないといけない拠点として、防災拠点として、そういう役目がこの中にいくつかあると思うのですけども、それをまず聞かせてください。

◆中西照典 委員長 はい、富山課長。

○富山 茂 危機管理課長 防災拠点の話ですが、本庁舎が担うべき拠点としては、まず7ページ

の上にあります対策本部、これが拠点としての中核でございますが、まわりの部分でいきますと一番上の情報収集、伝達拠点、これがまず本庁舎が担うべき機能でございます。それで、続きまして本庁舎が担うべき機能として考えていきますのは、私個人的にはいわゆる備蓄拠点です、いわゆる本庁舎だけにその備蓄を集約するというわけではございませんが、ある程度、いわゆる中核となるような備蓄としては、本庁舎は一定規模を担っていく必要があると私は思っております。はい。あと、消防とか、保育園とか、いわゆる具体的なまわりの施設が拠点になっていくものと思っております。

◆中西照典 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 具体的にはこの情報収集、伝達拠点と備蓄拠点。

○富山 茂 危機管理課長 はい。

◆桑田達也 委員 これが、本庁舎が担っているのだということなのですが、私はさらにはこのボランティア活動拠点。

○富山 茂 危機管理課長 はい。

◆桑田達也 委員 それから避難場所、それから保健医療救護拠点、このあたりも私は本庁舎が、この市役所が担うべき拠点なのではないかなというふうに思っておりますが、なぜかと言いますと、特にこれからこの日赤病院が整備をされていくわけですが、本庁舎がこの現位置に耐震改修ということになれば、鳥取市の中で災害拠点病院は日赤が重要な役割を担っているわけですが、災害発生時に当然この日赤のスペースだけでは災害拠点病院として十分な機能を果たせないというふうに思っておりまして、そうするとこの現位置に、この市庁舎がこのまま耐震改修をして、整えて、現地にということになれば、災害発生時において、日赤と連携をしながらここにあるような保健医療救護拠点としての活動拠点になっていくのではないかなというふうに、私は思っておりますので、また、専門家委員会の中でも、このような議論をもし聞かせていただければというふうに思います。

それから、もう1点は、第7回、第8回のところで、資料3、岩井課長のほうから御説明があった分です。現庁舎の利用にあたっての課題・問題点、実際に起きたケース、私はこれ説明を聞きまして、本当にこれが一部ということに大変驚きを持っておりまして、明らかになった多くの問題点の一部ですと、中には事務所衛生基準規則に反するものもありということで、これは要するにこのいまの本庁舎自体の問題、本庁舎の建物の形状なり、そういったことも大きく影響している問題・課題が、きょう説明があったわけです。それで、ケース1～ケース5までしかありませんけども、これはぜひ議会に、明らかになった多くの問題点、職員課として調査をされたそういう調査資料がありましたら提出をしていただきたい。また、専門家委員会のほうにもこういうこの代表的なケースだけではなくて、つぶさに調査をされたその調査結果というものを提出していただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 ちょっと、その提出というのはどの段階、文書箱もやるのか。はい。

◆桑田達也 委員 当然私たちも知っていなくては、議会としても知っておかなくてはいけない重要な問題であると思いますので、これは議会のほうに提出をしていただきたいと思ひますし、専門家委員会ではこのような質問というか、要望というものはなかったでしょうか。

◆中西照典 委員長 岩井課長。

○岩井 郁 職員課長 専門家委員会のほうでは、特にこちらケース1～5までということで紹介をさせていただきまして、その他に車いすの職員の関係の件がございまして、それをちょっと報告させていただいたところでございます。それ以外には特にそういうような要望はございませんでした。

◆中西照典 委員長 とりあえず議会に提出というのは、それは委員会からお願いして各文書箱に入れる、それとも議長のほうからそれぞれにして議長が取りまとめる、どういうことを言っておられるのですか。

◆桑田達也 委員 資料提供をいただきたいので、文書箱にでも、そのようなまとまったものがありましたら提出をしていただきたいという要望です。

◆中西照典 委員長 先ほどのそのA4にまとめられている分を、各委員、議員の方の文書箱に入ればいいのかということですか、それともそれ以外のこともあればそれも含めて入れればいいのかということですか。岩井課長、先ほどの桑田委員の要望についてはどうですか。

○岩井 郁 職員課長 そうですね、安全衛生委員会等で議論をされたものがちょっとございまして、そのあたりをちょっと拾いまして資料提供をさせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 はい。じゃ、その点措置をお願いいたします。

◆棕田昇一 委員 関連、関連して。

◆中西照典 委員長 はい、じゃ、棕田委員。

◆棕田昇一 委員 私もここに挙がっている事例は大変びっくりしています、桑田委員がおっしゃられるとおりだと思いますね。それで、その資料提供をいただきますときに、もう少しこういう、次に申し上げるような観点も加味していただきたい。私はそもそもこれ毎月1回程度開催しているわけでしょう。こういう問題が出てきたものをずっと放置しといて、今この庁舎の議論になって出てくるということ自体にね、問題があると思いますよ。そういう意味で言いますと、先ほど桑田委員がおっしゃられたような、事例っていうのが本来は全部ということだったかもしれませんが、全部であれ、もう少し付加した事例であれですね、いつの、いつ開催された安全衛生委員会で出されたものなのかと、今1つはね、それに対してどう対処してきたのかと、あるいは対処してこなかったのかと、そのこともちゃんと含めて資料提供をいただきたいとこういうふうに思います。私は今までこういう問題を放置していること自体、執行部の、私は大きな責任と大問題だと思いますよ。それで、例えば、そのこと、まずこういうことも含めた資料提供だということ。

◆中西照典 委員長 はい、1つずつ行きましょうね。ですから、はい、事例があつてそれに対してどのような対処をされた、あるいはできないこともあるようですから、その辺のことも含めて資料を提供していただくと。よろしいですね。じゃ、それはよろしく願います。

◆棕田昇一 委員 じゃ。

◆中西照典 委員長 棕田委員、はい。

◆棕田昇一 委員 すいません。このケース4ですけど、これはその不衛生云々とありますけど、その放射能にかかわるこれは問題でしてね、これ危機管理上の問題じゃないですか。それを何

かこの矢印太字のところでは不衛生なものと相まって健康被害だとね、もちろんこれはこれで大事ですが、それ以上の問題だと思いますが、この点についてはいかがですか。だいたい鳥取市はこういう問題について、どういう対処方針なり対処方を持っておられるのですか。その点について御説明いただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 それは放射能というか、そういうことに対して、普通の濡れた着衣ではなしに、そういう危険性があるものについて、どのような見解をされているかということですね。はい、じゃ危機管理課というか、職員課どちらでもいいですけども。趣旨分かりますね。はい、じゃ富山課長。

○富山 茂 危機管理課長 はい。いわゆる放射能レベルが高い、いわゆる汚染された物質ということになります。今回は職員課的にいわゆる被服についたものということになっておりますが、いわゆる放射線レベルが高く、汚染されたものにつきましては、いわゆる現場に出た職員は現場で除染をして帰ってきます。それで、安全レベルであれば、特に特段な措置とかする必要はございませんが、もしこれが危険なレベルになりますと、いわゆる適切な保存ということが必要になってきます。今回の職員課のケースでは、いわゆる危険レベルではないので、いわゆる普通の段階ということでの処理になります。もしこれが危ないというレベルになれば適切な場所に適切に保存するという措置を取っていくことになります。

◆棕田昇一 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

◆棕田昇一 委員 だとしますと、今のような説明を含めて、ケース4に入れていかないと、これだけ見たら、その放射線というか、放射能上問題があるような事例を対処できないからね、困っていますとね、それで、不衛生で健康の問題ですと、何かね、私はまさに全てのケースを出していただいたら私も望みますけどね、何かためにするためのような説明なり、やはり少なくとも資料になっているような気がしてなりませんので、むしろ事実をちゃんとして、すべて桑田委員おっしゃるように、私も出していただきたいと、これを要望しておきたいと思います。もう1点だけ、ケース2にかかわってですが、これは、本庁舎だけじゃなくて、これ総合支所においても該当がないのかと思いますが、どうですか。総合支所においてはこういう実態は、こういった実態というのは、こういう事例があったか、なかったかということとあわせて、ストレッチャーでの対応ができるのかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 はい、岩井課長。

○岩井 郁 職員課長 こちらのケースは、本庁の場合をご説明させていただきました。しかしながら、総合支所におきまして、こういうケース、総合支所におきましては、だいたい2階程度のものということで6階からということはありません。そういうケースはございますけど、総合支所におきましては、そういう場合はあろうかと考えております。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってください。今のは、総合支所であったかどうかということですので、よく調べられたと思いますので、そういう事例もきちっと報告の中に含めてほしい、対策も含めてね、ということだと思いますので、今、そこで即答は求めませんけども、資料の中には、そういう資料も提出していただきたいということでもあります。いいですね、はい。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 今、委員長言っていたように対処していただきたいということですが、ちょっと一言だけ付け加えると、先ほど申し上げましたように、庁舎の議論あるいはこの専門家委員会という今の現状の中でこれが出てくるのではなくて、そもそもこういうことがありながら対処されていない、対処してこなかったこと自身の執行部の責任はどう考えているのだと、そこに、なおかつ責任云々だけではなくて、ちゃんと対処してこないといけなかったのじゃないかと、どうするんだというようなことを、という意味を持って結論的には、先ほど委員長まとめていただいたように、対処していただきたいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** はい、では、はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 意識調査についてちょっと確認と言ったらおかしいけど、ちょっとお伺いをしてみたいのだけど、専門家委員会の皆さんが8回まで議論されて、私も何回か傍聴には行かしていただいたのですが、まず1点は、例えばこの今回問題になっている、この2号案の関連でも、住民投票にかけたときだとか、それから、変更案だとか、あるいは建築士協会だとか、いろんな2号案の関連でも数字が出ているのだけど、委員の皆さんの中からは、やはりこの積算基準というがまちまちだから、これだけ同じ建物、同じ規模の整備をしても、これだけ大きな金額が違う、これが我々委員にはよく分からんというようなところで、やっぱりこの基準というものをやっぱり委員の皆さんで認識をされてやらないと、比較検討ができないというような意見が当初あったのですよね。それで、なかなか比較検討する、少しずつは前には行っているのだけど、まだまだやっぱり僕は整理ができてないなという印象を持っています。

それで、まず、最初に1点お伺いしたいのは、今回意識調査をする中で、アンケートの素案を見せていただきました。素案の中でも、ちょっとまだ言いたいことはあるのだけど、まず基本的なところ、このアンケート用紙を仮に送られてきて、市民の人が意識調査、そのまま書けるのかなと、やはり専門家委員会とすれば、公平、中立な立場でということが1つの基本姿勢があるわけですから、どういう資料提供されるのか、そこをちょっとまず1点お伺いをしてみたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 分かりますか、資料提供という具体的にちょっとどういうイメージか。

◆**橋尾泰博 委員** 前に鳥取市がアンケートをしたときには、特別委員会の資料だとか、いろいろ出して、それでアンケート用紙に記載をしてくださいというようなことがありましたよね。今回の専門委員会のアンケート調査というのは、このお願い協力の文章と、このアンケート用紙と、これだけ送るということでしょうか。ちょっとその確認。

◆**中西照典 委員長** 中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備次長** はい。今、専門家委員会で方向を出しているのは、このお願い用紙と調査票、あと返信用封筒でございます。

◆**橋尾泰博 委員** いいでしょうか。

◆**中西照典 委員長** はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** このお願いの協力の文章を見てもね、言えは多数決をとるのでないとか、云々とかというようなことは書いてあるのだけど、これを意識調査の1つの参考資料として、今ま

で専門家委員会で議論したことも噛み合わせながら、報告書として取りまとめることだろうと思うのですが、私は専門家委員会のこの流れを見ておりまして、何と言うのかな、委員の任期が6月の末ということが1つの基準になっておって、この意識調査も2回目か3回目の委員会のときに、小野委員長の方から市民の皆さんに意識調査をやってみたいと思うという提案をされて、それがずっと流れとして来ている。それで、その中で、委員長がもう我々の任期が6月なので、意識調査が急ぐという発言があって、それで、この4月の18日ですか、発送するというこの発言があって、私の感覚からすれば、もっと専門委員会の中で、いろんな案のある中の比較検討、判断基準ができるところ、それからやっぱり人口の問題、それから財政の問題、まちづくりの問題、やっぱりこういうことも含めて専門家委員会というのは当然議論されるのだろうというふうに思っていましたし、中には議論された部分もあるけども、何て言うか、中途半端で終わっている部分もある、それがやっぱり任期の問題で意識調査を中心とした流れに今なっているので、やはり私は専門家委員会としては、元は専門家委員会としての公平性、中立性を持った中で、もっと議論するほうが今は一番大切なのかなと。だから、やっぱりこの条例の中にもありましたよね、任期を延長することができるというようなもの、条例を制定するときからあった、非常にこれだけの問題だから、時間とタイムスケジュール通りにいかない可能性も非常に高いということは、当初から想定されとったわけでね、真剣な議論をさせていただいているのですが、なんかちょっと今、こう意識調査だけがこうなんかメインになっているような感じがしているのだけど、整備局長としては、どんな印象持っているのか、ちょっと聞かしてください。

◆**中西照典 委員長** じゃあ、局長としての印象をお願いします。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。この意識調査につきましては、先ほど、委員会の中でも議論されてきたといった内容でということで、今の状態でありのままを、市民の意識を把握していこうじゃないかということから、今回されたということでございます。それと、専門家委員会につきましても、これと同時に並行しながら、前回の7回までに、各持ち場の内容を聞いて、次の8回、9回目からですか、9回目からいよいよ取りまとめに入ろうということで議論されることになっております。ですから、先ほどおっしゃったような細かいところに行きますと、コストの面ですよ、ランニングコストなり、それから、単価のあたり、このあたりもこれから取りまとめをしていく中で、今回ちょっと資料でお付けしておりますけども、比較の視点と、比較イメージということで、委員長が言っておられます。今度は項目ごとに取りまとめをやっていこうじゃないかという作業に入っていくわけでございますけども、それをまとめた段階で、もしくはある程度固まった段階で意識調査をやるということになってくると、ある程度、何て言うのですかね、専門家委員会の色が出てしまうというようなこともあるので、ここは純然たるこの時点の意識調査をやっていこうということで、こう話してやっていくということで取り組んでおられます。

◆**中西照典 委員長** はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** それともう1つ、お伺いしたいのはね、この間、私7日の日はちょっとよう行けなくて、ちょっとテレビでわずか見たのだけど、その中で、委員長のほうからこういう発言

があつて、アラッと思つただけど、整備局のほうからのちょっと受け止め方を聞かしてもらいたんだけど、小野委員長のほうから、去年5月20日に住民投票やりましたよね。これを、去年、住民投票というイベントをやったという発言があつたのですよ。イベント。これは専門家委員会の皆さんは同じ認識であるというふうに受け止めておられるの、僕は住民投票というのは非常に重い意味合いがあると思うのだけど、それをイベントという言葉で、発言を委員長としてされたのに、えっと思つただけど、それ、そういうのは例えば市庁舎整備局というのはどういう受け止め方しているの。

◆中西照典 委員長 答えられる前ですが、ちょっと僕もね、イベントというところ、ちょうど印象に残って、ただ私が感じたイベントは、我々が思っているイベントと、あの人、委員長が言われたイベントと若干ね、我々の思っているイベントという、軽いイメージはないなと私は思つたのですけどね、それは私の思いですけど、局長としては、なんかそこにコメントがあれば。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。委員長がどういう意味合いでそういう言葉を使われたということは確認しておりませんが、私もちょっと聞き流しておりましたので、ちょっとコメントはできません。

◆中西照典 委員長 はい、じゃあ、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 じゃあちょっと、具体的にちょっと聞いてみたいと思いますけどね、何ですかね、意識調査の中で、質問1の中で、1～7まであるのだけど、例えば、3番の、現在の場所での新築すべきみたいなことがあるのだけど、例えば、専門委員会の中でもこの現在地の場所で新築するというのは議論されてないはずだよね、こういうものが出てくる、なんかこの設問の仕方がね、2番もいかがと思うし、3番もと思うし、4番もと思うし、5番も、おっと思うし、6番からは質問が多い、それから、質問1－2なんかは、いろいろこうやって項目をたくさん17項目もあげておられて、こういう、これだけの項目を書かないと意識調査が把握できないのか、言えはこうやって選択肢を増やせば増やすほど、こう何と言うか、焦点がぼやけた意識調査の結果になってくるような気がするのですよ、特にこの①なんか、具体的理由ないが思う、という、質問を書かれた意味すら分からんような問題もあるのですよね、これをほんとに、こういうかたちでほんとに市民の皆さんの意識を吸い上げられるのかということ非常に危惧しておるのですが、やはりこの辺が先ほども言いましたように、もっと専門家委員会としての、専門家と言われるね、委員の皆さんの議論がまだまだ尽くされてない部分があると、やっぱり今はもう少しそこをきちんと議論をしていただいて、それで、やっぱり市民の皆さんに意識調査をお願いする上で、やはり判断材料となる正確な情報を提供して、意識調査をしようのならまだ分かるのだけど、ちょっと意識調査が、任期の問題で、期間の問題で、我々も特別委員会として方向性を出すというところが1つの目標だったのけども、時間切れで検証した、その報告で終わってしまったという反省があるので、何かあまりにも委員の任期に捉われ過ぎて、専門家委員会の皆さんがですよ、ちょっと焦りが出ているのかなという感じがするので、やっぱりそこら辺は、これだけの何年もかけて議論している問題ですから、やっぱりその辺は慎重にやってほしいというのが正直なところですよ、はい。これが意見です。

◆中西照典 委員長 はい、じゃあ、意見です。その他、じゃあ、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとまず確認ですが、7、8回のときの資料3でいろいろケースがあった分です。エレベーター内にストレッチャーが入らずってということがあったのですが、前回いろんな、甲府市にも来ていただいたり、いろんなところの調査をした一覧表を出しておられますけど、実際新築されたところで、ストレッチャーが入るようなエレベーターをつくったっていうところがあったのかどうかというところを把握されていたら教えていただきたいですし、あと、鳥取市が考えておられた新築移転の計画の場合には、ストレッチャーが入るようなエレベーターをつけるということを考えておられたのかどうか、そのこともちょっと確認の意味で教えてください。

それで、次ですが、最初にちょっと市民の意識調査のことについて触れましたが、ちょっと根本的な話なんですけど、これは意識調査ですよ。それで、一応鳥取市は住民投票をしたわけですよ。この専門家委員会の中で、住民投票のことには触れずにやっていくのだっていうことを再々確認されて事が進められてきているわけなのですが、この住民投票をやって、なおかつ意識調査をするっていうことの意味が、どの程度委員会の中で議論をされたのかどうかというのは、最初のほうにちらっと何か出てきたかなって印象はあるのですが、そのあたりのことをちょっと教えていただけませんか。

◆中西照典 委員長 それじゃあ2点ありますね、ストレッチャーの件と意識調査の件ですね。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 すいません。

◆中西照典 委員長 はい。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 新築移転計画については明確なストレッチャーの記述はありませんし、ちょっと特例市についてはそこまでの調査はしておりません。

◆中西照典 委員長 じゃ、もう1点、はい。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 それと、いろんな議論をしてきたかということにつきましては、これは初回からですが、専門家委員会のニュースでも掲げていますけども、やはり市民の意識を知ることとはとても大事だということから、前からずっと通しての議論だったと思います。それで、これにつきましては、具体的な記述項目につきましては、委員長のほうが私案を基に各委員にも配布されて、また意見を、その場の議論以外にもいろんな意見をいただいた上でつくり上げておられるというふうに理解しております。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 市民のいろいろな意識を把握したいってことで、それで、これは私の意見なのですが、結局住民投票をやりました。それで、この専門家委員会は住民投票がどうのこうのってということには捉われずにやっていくってことでね、でも、この改めてと言いますか、何かこういうかたちで市民の今の意識を調べるってというのは、住民投票終わった後に、このペーパーの裏にあるようにこういう経過がいろいろあって、おそらく何かしら意識の変化があるのであろうという前提でないと、何か意識調査をする意味はないと思われるのですよね。それで、市長も民意は変わっているって言われていましたし、何かそのやる前提が、何か民意が変わっているって前提でどうもされているのではないかと思われるので、そのあたりの議論が本当に明らかになってないし、十分にされたかどうかということも分からないし、暗

黙の了解の上でされているのかも分からないし、やっぱりそういったことが、やっぱり市民にとっては不明瞭であって、最初に言いましたけど、やはりこのお願いの文章だけでは本当に専門家委員会の方がなさりたいことが、本当にはっきりと私は伝わらないと思いますので、これも意見です。

◆中西照典 委員長 はい、伊藤委員の意見、有松委員。

◆有松数紀 委員 はい。今、意識調査の部分に関していろいろ各委員の意見が出ておりますので、私も意見を言わせていただこうと思います。それで、今、伊藤委員も言われました、そして、棕田委員さんも。今、専門家委員会の議論の内容等も十分提示した中で調査しなければ、調査結果が不十分ではないかというような意味合いであったかなというふうに受け取らせていただきましたけども、私自身はその当時、住民投票をした時点での投票行動という部分に関しては、中央大学だったですか、調査をされた部分の中での結果に対する評価と言いますか、そういった部分の内容を見させていただいて、非常に投票行動の中での裏付けと言いますか、非常に興味深いデータを示しておられました。どういった方々はどういった思いで現庁舎あるいは耐震改修というものを指示し、あるいはある部分の地域のある年齢層の方々は新築移転とかいう非常に細かいデータの分析をしておられました。なるほどなあという思いをして見させていただきましたけども、今回、専門家委員会の意識調査という部分に関しては、住民投票当時、我々が執行部と一緒にやった内容の中では、あるいは現庁舎あるいは単価、新築移転、そういった部分に特化した部分で市民の方々が判断をされたという正確の住民投票だったように私は思っております。

それで、今回やられる意識調査の部分に関しては、そういうものを特化するものではなく、この結果的には2号案という内容の部分が実現不可能という現段階において、改めてそういった経過も踏まえて、住民の皆さまはこの庁舎に対してどういう思いを現時点持っておるのか、そして、この庁舎に対してどういう意識の構造が裏にあるのか、委員長の言葉を借りれば、意識の構造ということは何度も委員会の中で発言しておられました。ですから、あえて言わせていただければ、棕田委員が言われたように、細かなこの議論の内容、あるいは庁舎のメリット、デメリットを示すという部分をこの踏まえるというのではなく、素人さんが見られる、一般市民の方がそんな細かな情報を分析するという能力はなかなか持ちあわせないという中において、庁舎に対する現時点での思いというものを、そういったものを引き出したいということで、私はこの調査内容をしておられるのだらうと、そういった部分が、橋尾委員が言われましたけども、各質問の中にも特定の意見はない、何とも言えない、こんなことで意識調査ができるのかという発言がありましたけど、私は一般の方々からすれば、こういった思いも十分持ちあわせる方々はたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、そういった部分の現時点での市民の率直な考え方というものを引き出すためには、あえてこういう質問内容も簡略化したという質問の仕方は結構意義があるのではないのかなという思いがして、関心を持って見させていただきたいというふうに思っております。

ですから、この調査の、意識調査という部分に関してはどちらがどうだということではなしに、元来庁舎に市民が抱いておるイメージとかいう部分を、いかに素直な思いの中で引き出す

かという内容で苦勞された内容だろうというふうに思っておりますので、私自身はあえてこのことに関して議会の方でああしろ、こうしろという思いはなしに、結果を待ちたいなあという思いであります。以上です。これは意見です。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってね。アンケートの関係については、他に意見のある方のあれもお聞きしてですね、あとは思いということは今まで言われましたので、何かアンケートに関しての、あと、お二人ですね、意見がなければアンケートに対しての部分はこれで一旦終わりにしたいと思います。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ、有松委員さんに。

◆中西照典 委員長 この有松さんね、じゃあ、有松さんが言われたことについて、はい。

◆伊藤幾子 委員 そうです、はい。今の有松委員さんの御意見でしたら、ここのお願いの文章のところに、昨年5月に住民投票があつて、特別委員会ができて、それで、12月のときに特別委員会としては2号案のままでは実現できないとか、何かそういった報告があつて、だから、自分たち専門家委員会はこういう意識調査をしたいですっていうような趣旨で捉えられているっていうことですね。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 はい。専門家委員会の立ち上げ自体が、我々議会がそういった最終報告をしたということを受けて、できないのであれば新たに専門的な立場でということで立ち上げられた委員会ですから、私はその言葉的にはそういうふうな表現をしましたけども、あくまでも特別委員会の皆さんは、これまでの経過は経過として十分踏まえる中で、今、進められておるということで、伊藤委員がこだわって言われる部分がちょっとよく分からないのですけどね。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆中西照典 委員長 こだわってというのは、今、先ほど意見言われましたよね。

◆伊藤幾子 委員 こっちにはね。

◆中西照典 委員長 うん、だから、その意見を皆さん聞いていますから、その重複は避けていただきたい。だいたい伊藤委員の言われている意味は、かなり意見言われたので皆さん分かっておられると思いますので、ちょっとそれは置きます。その他の、アンケート以外のことでいきましょう、はい。

◆棕田昇一 委員 アンケート、

◆中西照典 委員長 以外のことで。

◆棕田昇一 委員 はい、アンケートのことについてあるんです。

◆中西照典 委員長 アンケート、アンケート、じゃあ、アンケートね、今先ほどいろいろ意見言われたので、じゃあ、はい、どうぞ。

◆棕田昇一 委員 じゃあ、一問一答でいきます。まず、この対象者ですけど、市民がありますけど、これは市民とは誰なのか。日本国籍を持っている人なのか、鳥取市に住民票を持っている人なのか、以前は何か住民基本台帳からっていうのを、何か、不確かですが聞いたような記憶もあったのだけど、選挙人名簿からなのか、そのあたりいずれにしてもこの市民、対象者である市民っていうのは誰ですかね。

◆中西照典 委員長 はい、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。有権者ということですから、日本国民ですね、二十歳以上の。

◆中西照典 委員長 はい、どうぞ。

◆棕田昇一 委員 はい。有権者ですからっていうのは今聞きましたけど、有権者ですからっていうのはどっかに書いてあるのですかね。ないでしょ、それをたずねているのです。ですから、有権者ですからって、はい、じゃあそれは、私としてはちょっと異議ありますが、説明としては分かりました。

それからもう1点ですが、この質問1ですけどね、この調査に協力をお願いのこの裏表の資料との兼ね合いで見ると、平成20年、21年度のこの、ここからスタートしているのであれば、②は旧市立病院跡地だけでいいのだろうか、駅北っていうのもこの検討プロセスの中にはあったけど、駅北というようなのは入れなくていいのだろうか、こう思いますが、それはそれで、そういう何か意見、意見というよりも疑問があったということは伝えていただきたらと思えますし、そういう、もう1つは、③番に現在の場所での新築とありますが、今度④番になったら新築移転か耐震改修か、現在の場所での新築という考え方の人からすると何か不満が出てきたりはしないだろうかあと思ったりしますし、私、何も新築移転を入れてくださいという意味ではありませんけど、この選択肢の設問のあり方として、まさに中立公正云々ということをこう言われるのであればいかなものなのかなと、こういうふうに思いますということはちょっと意見として。

最後もう1点ですが、質問2の②にね、選択肢②に合併特例債の積極的な活用とありますが、専門家委員会でも議論されたと思いますけど、これ全ての案が合併特例債を使うと、こういうことになっているっていうことでしたよね。それで、この積極的なという、この4文字がついている意味が分からないのですけど、全ての案が合併特例債を使うんですよね。このあたりでいうとこれどういう意味ですかね、積極的な活用というのは。これは質問です、分かれば説明いただきたい。

◆中西照典 委員長 はい、その点、分かれば、かなりこれも委員会で議論になっていましたね。積極的という意味の、どうですか、答えられますか。亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。積極的にという意味ですけども、ちょっと合併特例債を活用してということで、他にも財源はたくさんありますんで、合併特例債というものを活用するという意味で、ここに上げたのですけども、全てに当てはまるのじゃあないかと言われれば当然なのですけども、そのあたりのこの選択肢に入れられたというのが、ちょっと委員長に確認してみないとちょっと分からないです。

◆中西照典 委員長 では、確認を。棕田委員、さっき再度と言われた意味はどういう意味ですか、一旦ここで、これについては、

◆棕田昇一 委員 この項目、合併特例債、

◆中西照典 委員長 だから、他にもいろいろ一つ一つにしたらそうなんだけれど、やはりずっとやっとならいけないんで、今まで言われた中で棕田委員の主張と、これからどう言われたいんだろうというのは、多々あるんでしょうけれども、一旦ここでアンケートの問題については一

且ここで打ち切りたいと思います。

◆**棕田昇一 委員** 最後というのは、最後の項目だけなんです。

◆**中西照典 委員長** それは分かりますけど、どうしてもこれを言わないといけんというところがあれば、それぞれ全部そうでしょうけども、1つずつ見て行くということになれば、主旨はだいたい言われていると思いますけども、どうですか。じゃあ1つ。

◆**棕田昇一 委員** 全て共通だというのは、私が、今、言っていることではなくて、専門家委員会でもこういう意見というか議論がありましたよ。それで、市民がこれ分かりにくい、あるいは、どういのですか、そういう意図がなかったと言われるでしょうけれど、見方によったら誘導しているような、1つの案に誘導しているような選択肢とも読み取れる。少なくともそういうことはなしにすべきではないかということですので、これは、もう意見で。

◆**中西照典 委員長** はい。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** ちょっと補足して。

◆**中西照典 委員長** はい、じゃ、次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備次長** この合併特例債の項目について、どういう表現にするかというのは議論の中でもかなりありまして、やはり合併特例債がどちらでも使えるということは、逆に言ったら市民にとって重要かどうかという話で、やはり活用出来るという意味は、やっぱり入れるべきではないかなあということで、議論の中ではありまして、それで、積極的なという意味を加えていたというように理解しています。

◆**中西照典 委員長** はい、じゃあ他に。アンケート以外にない。アンケートで、はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 今日の議論のやり取りを聞いていて、やっぱり1つはやっぱり今日も若干触れましたけども、この専門家委員会の中で同じ基準だとか、例えばランニングコストの問題とか、比較検討を公平にやろうという意味で、いろいろ専門委員会の中では意見が出たのだけど、なかなか市庁舎整備局のほうも対応しきれていない部分がありますよね、言えバ2号案の計画そのものがよく分からないというような言葉も出てきていたし、その中で1つ申し上げたいのは、今回のこの専門家委員会関連の予算で、その債務負担行為も含めて、例えばプロデュース業者というか、1,200万で委託業務をして、専門家委員会が求める計画だとか、資料だとかそういうものをプロデュースしながら専門家委員会をスムーズに運営できるようにというかたちで1,200万の予算を組みましたよね。それでプロポーザルをかけたのだけど、実際その業者さんが手を挙げられなかった。その中で専門家委員会の議論が進んだらわけで、総合的には無理だろうけれども、その案件によって、例えば今建築士協会さんなんかをお願いするようになっているのかな、そういうようなかたちで部分、部分で、分割発注してやろうという話になっているのだけど、議会としてやっぱりそういう予算は認めたのだけど、当初のやり方と違うようなことになれば、やっぱり市庁舎整備局としても議会でやっぱり報告もきちっとされないといかんし、こういう予算と使い方に変更させてもらおうというようなこともないと、議会が予算を認めたのだから、もういいじゃあないですかみたいなことで出されると、やっぱり我々議員としてもちょっと一言物を言わなくちゃあいけようになって来る、その点はやっぱり市庁舎整備局としてもやっぱり肝に命じていただきたいし、やっぱりそういうことが当初段取りをしてい

たことができないから、私は今日もちょっと若干触れたけれども、専門家委員会の中の議論がやはりまだ消化しきれていない部分があると、その中でその任期の問題があって意識調査を優先的にやっていこうという流れになっているから、あえてちょっとそれはいかがなものかなという意味合いで、今日言ったのだけど、やっぱりそういうことも含めて、やっぱりお互い執行部と議会と議論をしていく中で、やっぱりいい議論をさせてもらいたいので、やっぱりそういうことをきっちりとしてください。お願いします。

◆中西照典 委員長 はい、今の提案は違う点です。特別委員会が庁舎に対してあるので、やはり逐次そういう予定が変更されたりする場合は、報告をきちっとしていただくように、これは委員長から求めます。その他、はい、下村委員。

◆下村佳弘 委員 1つだけお伺いしたいと思うのですが、市庁舎整備専門家委員会の議論が進んでいる中で、第5回で防災対策ですか、第6回でまちづくり、第7、8回で職員から見た課題・問題点、順序を追ってやっておられるということで評価したいと思うのですが、今、議論がありましたように現庁舎にあたっての課題・問題点が結構ありましたよね、そういうものを含めて、実際に何時もそこにいて仕事をなさっている、又は次の職場になる庁舎ですね、そのあるべき庁舎の姿についての、その専門家委員会としての話し合いというのはどういうふうに進められているのかということをお伺いしたいと思います。先ほど広い狭いについては、広い方がいいという意見しか出ないじゃあないかということがあったのですが、そういう部分以外なものです、今まで実際にいろいろな部分で検討委員会とかの話し合いの中でも、特別委員会の中でも話し合いがなされたのですが、その点については深く話し合われたことはないと思っているのですよね、そういう意味で、非常に重要な部分だと思いますので、そういった分の話し合いはどういうふうに進められていくのかということ、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 中島です。これ7回目の、7、8回目の資料5－1でたいへん雑駁な説明だったのですが、3番で市庁舎整備に関する比較の視点と比較イメージ、今後はこれ委員長私案ですね、私案的なもので今後議論をしていくということです。今、現時点でその4つ案の比較をしながら、例えばいろんな項目について詰めていって整理をしております。そういった整理したものを、今度は比較の視点として例えば耐震工法だとか、防災であるとか、行政であるとか、市民サービスであるとか、そういったものの市庁舎にとって必要な機能、条件、あるいはコストとか、そういったものを縦軸に置いて、今までの整理したものをその項目の中に入れていって、その中で庁舎のあるべき姿だとか、機能であるとかいうものを今後議論していくという予定になっております。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 それは職員としては立場からの、そうですよ。この職員としての立場からの検討という意味で私はちょっとお聞きしたのです。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。この点、今回は項目ごとに議論を進めて行くということなのですが、市のほうにつきましては、庁舎について、現在は改めてはやっておりませんが、建

設における基本計画を策定する段階において庁舎というものはこういう事務機能、こういったものはどうあるべきか、ということで、部会をつくって検討をした経緯がございます。そういったことも機能面、特に横軸、今、言いましたように、その防災、行政事務、市民サービス、こういったところにおいてはこういったものが本来求められていくのかということは、検討は今までにした経過はございますので、そのあたりはまとめあげられるとは思っております。職員としてという、関係に立って行くということにつきまして、はい。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 職員としてというか、職場としてというような意味でございます。そういうところで非常にこれ何時もいて仕事をなさっておるわけですから、非常に重要なことなんですね。それも出来ましたら話し合っていたきたいというふうに、これは要望ですね。

◆中西照典 委員長 時間の関係ですけども、13時30分から福祉保健委員会があります。議論は尽くさないといけないのですが、一応ここでこの会議については、報告の件については終わりたいと思いますがどうですか。よろしいですか。では、第5回～第8回の専門家委員会のなされた議論についての報告はこれで終わらせていただきます。じゃあ、執行部の方はそれぞれもう退席していただいてもいいです。

執行部退席

その他、あと1件ですね、皆さんが退席されてから準備していただきたいのは、山本浩三氏から出てきた要望について、それぞれ先回では当日に資料が配られた点ありまして、それぞれの会派の意見をまとめていただいている状況でなかったもので、会派の意見をまとめていただいて、それについて委員会としてどうするか、議長としては議長もありますんで、委員会としてはどう扱うかということ、これから議論をしていきたいと思います。先回は桑田委員と下村委員がそれについては否定的でしたし、こちらの椋田委員でしたね、特に、はそれについては容認の意見でありました。改めてそれぞれの委員の方から御意見を伺いたいと思います。どうですか。私は当初やっぱり委員会として個人の意見を求めてもらう場としては、その参考人か、公聴会での個人をお呼びして述べてもらうというような、委員会としての1つの意見、個人の意見を述べていただく場であろうとは、一応当初申し上げておりましたが、それぞれ、どうですかね、改めて。

◆橋尾泰博 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 はい。今議論しているのは、あれですか、山本浩三さんが、何かな、アーキテクチャーとか、建築ジャーナルかな、あれに書いておられて、そういう考えでおって専門家委員会とか、市庁舎整備特別委員会のほうで、あれに対する見解をきちっと答えて欲しいということだったのですかね。

◆中西照典 委員長 いや。これは3月の日付は9日でした。来て、市議会の湯口議長、それからこの特別委員会の皆さまということで、一番ここで言われているのは、市民の前で堂々と反論をいただく機会を設けられることをお願いします、これは山本氏がね。だから、なんか文章がよく分からないのですね。だから自分が反論してできるような機会を設けてくださいよという

ふうに読めるのです。だから、それを議会が、この委員会がそういうことをすべきなのかなという気は私はしておりまして、委員会としてそういう山本氏が市民の前で堂々と反論していただく機会ということをするというのは、なんかそぐわないような気がしているのですが、椋田委員のほうからこのあいだ言われたので、ちょっと皆さんに各会派の意見をというふうにあえて言ったわけですが。

◆有松数紀 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、じゃあ、有松委員。

◆有松数紀 委員 前回休んでおりましたので、ちょっと各委員の御意見等は承知しておりませんが、先ほど、橋尾委員が言われたように、山本浩三氏の思いはそういう思いだろうと、それで、一方的に実現不可能という報告がなされたというふうに関しての御自分の反論と言いますかね、考え方、根拠みたいなものを示す場を、そしてそのことに対して実現不可能と出した部分での考え方を示せという御意見だろうというふうに思って発言をさせていただきますけども、前回の特別委員会の中というのはケーブルテレビでも放映されておりましたし、非常に時間を要したということもありましたけども、あくまでも委員会としては真摯に実情を捉えながら、その中での疑義を正していったということで、2号議案に対しての疑義があれば日本設計のほうから山本浩三氏に質問なり聞く場を求めてもいいですよというやりとりがあったように思っておりますけども、そういった部分のことに関しても日本設計は必要ないという判断の中で今日に至って不可能だという結論が出たということ。その結論自体も委員会の中で文言、一字一句、精査をする中で合意を見て最終報告に至ったというふうに思っておりますので、現時点でこの山本浩三氏の思いというふうに関しては、なんて言いますかね、時期が次のステージに移っているということを考えますと、あえてこのことに対して我々が必要性を感じないと、現時点でこのことに議論をする必要性を感じないというような思いがしております。

それと、その中の文言に対しても、非常にこれまでの議論をねじ曲げた議論と言いますか、1号議案を正当化するような内容で議論が進められたというような歪曲したような表現と言いますかね、そういった部分も書き込みがされているように承知をしております。そういった意味では非常に我々議会、特別委員会の運営に対して、私自身は非常に山本浩三さんのその捉え方と言いますか、そういった部分に関しては非常に不快な部分で感じさせていただいております。そういった意味では要望に対しては、なんて言いますかね、不要だと、扱う必要は現時点ではないという思いでおります。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 はい。私はこの一連のこの流れをずっと追っかけてきているのですが、山本浩三さんの言われることっていうのも、私はいたしかたないなと、もうこれ言われてもどうしようもないなというまず思いがしております。今、有松委員のほうからいろいろ御意見を聞かせていただいたのですが、まず山本さんがこの2号案を提案したときに、議会として個人が提案した案をなぜ議会が聞かないといかんのかという流れの中で、ずっと動いてきましてね、それで、今日本設計の絡みでちょっとお話をされたんだが、山本浩三さんの案に対して日本設計は、言えば計画を理解されようという認識はなかったというふうに私は思っております。言

えば当初検証をお願いするときに、計画専門家同士で分からない部分があれば事務局を通して質問をいただきたいというようなことで進んでおりましてね、その調整会議あるいは特別委員会の議論を傍聴されておられて、それで反論をされてきました。それで、日本設計に対して山本さんからこういう質問が来ているのだけど、これについてのコメントをいただきたいという要請も何度かしましたが、そういうことは計画にないと、山本さんの計画はよく分からんと、だから委員の中の皆さんで計画条件を決めていただいて、それを検証すればいいのだと、山本さんに会う必要はないというような、当初からそういう流れで何度も日本設計さんとお話ししましたが、実態はそうであったと、そういうところがあって、やっぱり山本さんからすれば反論する場は欲しいなということを絶えず言って来られた。その中で、今回のアーキテクチュアとか、建築ジャーナルにもやっぱり出されたのだらうというふうに思います。そういうこともあるので、山本浩三さんの思いからすれば、なんとか自分の考え方、意見を市民の前の皆さんで、1つの案の提出者としてきちんとお話をさせていただく場をつくってほしいという心情は、私は十分理解できるというふうに思っています。ですから、かたちがどうであれ、何かいい方法があれば議会としても正義を尽くすというのはおかしいけども、やはり公正な立場からやっぱり対応するべきだろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 はい。山本浩三さんの場合は、耐震改修の特別委員会でも参考人招致、2回招致がされていましてね。その中で私、傍聴しておりましたが、委員ではありませんから、その中での地下室の問題等もございました。そのときに山本浩三氏は現地を見ていないということと言われました。市役所は見たことある、車で通ったと周辺を。そういうこともありました。それとまた日ごろの問題点についても、2回目ですか、私は委託料も、建築設計の委託料ももらっていないのだというそういう発言もございました。非常にこの問題はなぜかというところ、そこで自分自身が出したデータが非常にいろいろ問題点があったのは、自分自身はそういうこともお金をもらっていないし、現地を見ていないのだと、そういう弁明もされたわけです。その当時その辺で耐震改修の委員会、特別委員会の最終結論として3回、4回も必要ないという考えになっておりますので、今の段階では耐震改修の問題できちっと解決しているものですから、建築士協会もございました、日本設計もございました。同じ考え方をされています、設計段階でも。非常にそれで十分でもう問題もそこで終わっていると思います。以上です。

◆中西照典 委員長 それぞれ心情というのは、それはそれぞれお持ちでしょうが、委員会としてそういうような市民の前で堂々と反論をいただく機会を設けることを委員会がするかしないかということですので、気持ちはそれぞれあるでしょうけども、委員会としてどうだということでもあります。それで、私としてはこの委員会としては、こういう先ほど橋尾委員の意見、有松さん、寺坂さんの意見をしますと、委員会としてのそのような機会を設けるだけのなんか必然性を感じないわけですけども、どうですか。委員会としてですよ、個人の意見じゃないですよ。はい、どうぞ、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 委員会としてね。あの資料をいただいた分をね、ちょっと読みまして、ちょっと場外乱闘的にもなっちゃっていてね、本当に議論が外に出ちゃっているなというふうにちょ

っと私としては思ったのですけども、委員会としてどうなのかということなのですけど、これまでの経緯からして、特別委員会にも出ていただいて説明受けた、そういったかわりを持っていただいたから言えば、私、記事をいろいろ読ませていただいてちょっと誤解と言いますかね、そういったこともされている部分があると私は思いましたので、やはりちょっと共通認識を持つべきところは持つためにも委員会として、来て話をするということも1つの考え方かなと思いました。ただ、専門的な中身になりますと、もうちょっとよく分かりませんので、そういったことについてはここではなくて、どちらかと言えば専門家委員会のほうがいいのかないということも思ったりしましたけれども、この委員会としては、あくまでも誤解されている部分を解くためにはこの委員会でもいいのじゃないかなと思います。

◆**中西照典 委員長** はい。そのような意見があります。これは平行線ですね。他に意見を言われる方がなければ、はい、じゃあ、ちょっと下村委員。

◆**下村佳弘 委員** この委員会がそういう目的でつくられた委員会ではないということもあるのですけども、今までの議会の委員会、協議あるいは特別委員会の報告書、これについては全会一致で認めたわけですよ。それをねつ造して否定する目的の市議会になっていると、言わば乱暴な言葉で言われているというようなところ、一致してないのですよね。私たちの会派でもそうなのですけども、これについては委員会で招致して弁明してもらうというようなことは必要ないということでありまして、言えばこちらのほうが誤解を受けているというふうな感覚を持っております。

◆**中西照典 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 前回のときにも意見を申し上げておりますので、重ねて言う必要はないかもしれませんが、私も下村委員と同じく、この調査特別委員会の、今のこの特別委員会の調査事項に値する内容ではないというふうに思いますし、今回の山本さんの文章を中西委員長取り上げて、この特別委員会で諮っておられますけども、前回の特別委員会のときにも同様な文面が出ていたのですが、それは特別委員会で諮られていないのです。文章としては配られましたけども、委員長のほうからそれを特別委員会で諮られたという経緯もないし、その流れから考えると、特にこの特別委員会で文章は受け取り、私たちは拝見しますが、この特別委員会でことさらそれを取り上げてそういう場を設ける、設けないという判断をする、そもそもの必要はないというふうに考えます。

◆**中西照典 委員長** はい、橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** 今、桑田委員のほうから前回の対応のこと言われて、今回のということなのだけど、皆さんの御意見を聞かせていただいていると、山本浩三さんのこの文章ですね、これに対する表現云々というところがどうも引っかかっておられるようであるし、それとやはり今回の場合はこのアーキテクチュアとか、建築ジャーナルと言ったらもう建築士の専門誌ですよ、全国の。やはりこれもそれなりの妥当性がないと取り上げないと思うのですよ。編集者そのものがね。だからやっぱりそれでもやっぱりああやって特集を組んでこうやられるということはやっぱり山本さんもそうだし、日本設計もそうだと思うのだけど、どちらが100%正しくて、100%駄目だという話ではないと思うのですよ。お互いいいところもあるし、お互い悪いところ

もあるわけですよ、計画であれ、何であれね、やはりそこはやっぱりお互い専門家同士で検証した中で、いろいろ反論もあるわけですから、やっぱりそれはそれできちんと対応する、それも公の雑誌に載って、前はそれ取り上げなかったからって言って、前はそういう雑誌には出てない話だし、それとやっぱり一緒に議論するのはいかなものかなというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 反論。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 これ以上はどうかと思いますけども、今回その専門誌に投稿されたのは今回が初めてではなくて、前回の特別委員会の折にも既に山本さんは投稿されておるその記事も私も拝見しております。そういった中で、特別委員会としてその山本さんの要望を委員会に諮ったという経緯もないわけですから、何もその専門誌に出たから、そういう場を私たち特別委員会が一般市民の皆さんに対してそういう場を設ける、そういう必要性というのは私全く感じませんし、そういうことであれば、山本さん御自身がそういう行動をなさればいいわけですし、私たちが片方のその山本さんだけの主張に耳を傾けて、今こうやって専門家委員会が第3者の立場で公平に議論をしている、そして多くの市民の皆さんの中にも意見が分かれています中で、特別委員会が、私達が、議会が山本さんの主張の場を設けるとするのはやはりこれは公平性に欠くものだというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 橋尾さん、ちょっと、もうここで平行線です。ですから、今回、それぞれの思いもあるし、誰かが言われれば、それに対する反論もあるでしょう。しかし、あくまで委員会として、私はここで同じ方向が見えないなら、あえて賛成かどうかということで多数決を採ります。改めて、この3月6日付けで市庁舎整備に関する調査特別委員会の皆さまとさせていただいてある、市民の前で堂々と反論いただく機会を設けることをお願いしますというお願いを採択というか、それに沿って委員会は動くべきだということに賛成の方は、じゃあ、あの。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと質問、質問、質問。

◆中西照典 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 あくまでもその市民の前で。

◆中西照典 委員長 そうですよ。

◆伊藤幾子 委員 っていうことについてですね。

◆中西照典 委員長 いや、これはお願いを扱っていますからね、現実には。

◆伊藤幾子 委員 だから、ここで出ていること。

◆中西照典 委員長 お願い以外のことで、だから、このことについて委員会が、この委員会がそのお願いを受け取ることに賛成の方の挙手をお願いします。

◆伊藤幾子 委員 もう1つ確認させてください。市民の前でというね、ということは、あれですね、分かっています。

◆中西照典 委員長 この文言だっていつているのに。

◆伊藤幾子 委員 分かっています。

◆中西照典 委員長 そんなことをね、きちっと僕は間違って、この文言に関してですよ、

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆中西照典 委員長 それ以外のことはここで確認してもらったって困りますよ、私が。あくまでここに来ていることについて、皆さんに言っているのですから。

◆伊藤幾子 委員 そうですよ。

◆中西照典 委員長 だから、もう一度言いますよ。市民の前で堂々と反論いただく機会を設けることのお願ひについて賛成の方の挙手をお願いします。

◆橋尾泰博 委員 方法は皆で考えればいいが。

挙手少数

◆中西照典 委員長 あくまでこれですよ。じゃあ、1人です。もう一度確認。

挙手少数

◆中西照典 委員長 はい。じゃあ、1人ですので、このお願ひは、

◆橋尾泰博 委員 方法は考えればいいんだろ。

◆中西照典 委員長 とにかくこのお願ひは、じゃあ、ここでは取り下げることにします。では、以上でその他の項目はありませんので、これで第5回でしたね、第5回市庁舎整備に関する調査特別委員会を閉じます。

午後 12 時 52 分 閉会